

平成 18 年 第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 18 年 6 月 12 日 開会

平成 18 年 6 月 16 日 閉会



高 森 町 議 会

6 月 1 2 日 (月)

(第 1 日)

平成18年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成18年6月12日
午前10時04分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

8 番 甲斐 廣國君

9 番 後藤 和昭君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（5日間）

自 平成18年6月12日

至 平成18年6月16日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月12日（月）	本会議	提案・説明
6月13日（火）	本会議	質疑・付託・各委員会
6月14日（水）	休 会	各委員会
6月15日（木）	本会議	一般質問
6月16日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
（平成17年度高森町一般会計）

日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例）

日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（高森町税条例の一部を改正する条例）

- 日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度高森町一般会計補正予算)
- 日程第 8 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度高森町老人保健特別会計補正予算)
- 日程第 9 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(高森町特定農山村総合支援基金条例を廃止する条例)
- 日程第 10 同意第 2 号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 日程第 11 同意第 3 号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 日程第 12 同意第 4 号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 日程第 13 議案第 40 号 高森町地籍調査推進委員設置条例の制定について
- 日程第 14 議案第 41 号 高森町町有林監視員設置条例の制定について
- 日程第 15 議案第 42 号 高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定について
- 日程第 16 議案第 43 号 高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の
制定について
- 日程第 17 議案第 44 号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設
置条例の制定について
- 日程第 18 議案第 45 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 19 議案第 46 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 20 議案第 47 号 平成 18 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 48 号 平成 18 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につい
て
- 日程第 22 議案第 49 号 高森町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条
例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

2 番	白石博昭君	3 番	山室克尋君
4 番	山村將護君	5 番	甲斐直三君
6 番	野中謙三君	7 番	本田生一君
8 番	甲斐廣國君	9 番	後藤和昭君
10 番	甲斐正一君	11 番	相馬俊行君
12 番	三森義高君	13 番	佐伯金也君
14 番	後藤英範君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 番 宇藤 敬君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	藤本正一君	助 役	阿南哲也君
収 入 役	芹口誓彰君	教 育 長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税 務 課 長	二子石 衛君
農林振興課長	岩下光広君	建 設 課 長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 長尾和博君 議会事務局次長 古庄良一君

開会 午前10時04分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日、平成18年第2回定例会を開くに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様方には、公私共何かとご多忙の折り、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、簡素な効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案が、5月26日可決成立をいたしました。行政推進法は、国家公務員の5%以上の純減、政府系金融機関の改革、特別会計の見直し、政府資産債務改革、そして、独立行政法人の見直しなど、重点5項目を設定、それぞれの数値目標や作業工程を盛り込んだ内容となっております。

この中で、地方公務員については、今後、5年間で4.6%以上の純減を要請し、各地方公共団体においても、職員数の厳格な管理を行うとともに、国家公務員に準じた給与体制の見直しを行うとされております。

このため、本町におきましても、行政改革プランを作成し、効率重視のスリムな行政を目指し、鋭意努力をいたしているところでもございます。

しかしながら、町民の諸問題は、複雑かつ多様化し、各セクションを超え連携すべき事案も増加をしております。このことに鑑み、組織編成においても、さらに、検討を加える必要があります。現在、内部検討委員会で協議を重ねております。この内容につきましては、議会の行政改革特別委員会にも随時ご報告をさせていただきたいと思っております。また、いろいろな点につきましても、議員の皆さんにご相談を申し上げながら、改革に取り組んでまいります。

今時の定例議会におきましては、報告1件、承認6件、同意3件、議案10件、合わせて20件のご審議をお願いをするものでございます。諸議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご決議を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。簡単ではございますが、本会議に当たり、あいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成18年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

1番 宇藤 敬君からは、体調不良ということで、欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 甲斐廣國君、9番 後藤和昭を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成18年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月12日から6月16日までの5日間と決定しております。以上、報告いたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日6月12日から16日までの5日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の内容について、報告いたします。

今回の繰越は、先の定例会においてご承認いただきました統合保育園建設事業と台風豪雨による道路災害復旧3カ所の繰越に関するもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

統合保育園につきましては、本年8月末の完成に向け、工事が進められているところでございます。また、道路の災害復旧につきましては、5月24日までに竣工しておりますことを併せてご報告申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 本件は、報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第4 承認第3号から、日程第8 承認第7号までについては、本日は提案のみといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号から承認第7号までについては、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第4 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、報告いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告いたします。

-----○-----

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第5 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、及び日程第6 承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

承認第4号及び承認第5号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） おはようございます。

それでは、承認第4号、第5号について、ご説明をいたします。

承認第4号で専決処分をいたしました高森町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成18年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、専決処分としたものであります。

18年度の税制改正の要点といたしましては、所得税から個人住民税への恒久措置として、概ね3兆円の本格的な税源移譲が行われることに伴い、住民税の税率構造が現行の3区分から、一律10%、県民税4%、町民税6%の比例税率に改正され、個々の納税者の負担が増えないよう、所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する軽減措置等を設け、所得税については19年の1月から、個人住民税につきましては、平成19年の6月から適用されます。

このことを踏まえ、税条例の主な改正について、ご説明をいたします。

第34条の2は、所得税から控除されます損害保険料控除額、これを改正いたしまして、地震損害保険料控除額に改めております。これは、地震損害保険料の2分の1、最高限度額は2万5,000円、これを控除するもので、19年度以後の個人住民税から適用することとしております。

第34条の3第1項、個人町民税の所得割の税率ですが、税源移譲により、現行3段階の税率、現在3%、8%、10%となっておりますけれども、これを一律6%に改め、平成19年度以後の個人町民税から適用することとしております。

第34条の6は、調整控除、これは新設でございます。これは、税源移譲に伴います所得税と個人住民税との人的控除の差による負担増を調整するため、所得割の課税所得金額から一定額を減額する規定を新たに設けたものであります。

53条の4は、退職所得の分離課税に係る現在の3区分の税率を一律6%に改め、平成19年1月1日から適用することとしております。

第95条、たばこ税の税率ですけれども、現行1,000本当たり2,743円を3,064円に改め、18年7月1日から適用することとしております。

附則第7条の3につきましては、いわゆる住宅ローンの減税ですね、これにつき

ましては、所得税から控除できなかった税額を住民税から控除し、控除した額は全額、国が補てんをするという規定でございます。

その他、所要の改定を行っておりますが、詳細につきましては、新旧対照表のとおりとなっております。

続きまして、承認第5号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、4月1日から施行されたため、専決処分としたものであります。

その改正の主なものは、第2条第3項、第13条第1項の国民健康保険税の介護保険納付金の課税限度額を、現在の8万円を9万円に改め、本年4月1日から適用、附則第3項、4項につきましては、特定公的年金控除の廃止に伴います負担を軽減する措置として、総所得金額から、平成18年度におきましては28万円を、平成19年度におきましては22万円を控除するものであります。附則第5項、6項につきましては、公的年金控除の最低補償額が20万円引き下げられております。このことから、経過措置といたしまして、平成18年度においては、所得割の算定基礎額から13万円を、19年度におきましては7万円を控除する。それぞれ保険税を軽減するものであります。これは、19年4月1日から施行するととしております。

その他詳細につきましては、新旧対照表のとおりとなっております。

承認第4号、承認第5号について、ご説明をいたしました。ご審議の上、速やかなご承認をお願いし、説明を終わります。

-----○-----

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第7 承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第6号、平成17年度高森町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方譲与税、地方交付税、地方債などの最終調整及び基金積立金等の歳出の調整であります。今回の補正は6,512万1,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、44億5,167万7,000円となります。

6ページ、第2表、地方債の変更につきまして、最終確定となりました限度額の

調整であります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方譲与税、利子割交付金は、最終交付額による調整であります。また、地方交付税の増額は、特別交付税の確定による調整であります。国・県の支出金につきましても、保育所運営費や知的障害者施設支援費などの交付決定に伴い、最終の調整を行っております。

16ページの町債については、事業費及び借入許可に基づき、調整を行っております。これにつきましても、平成17年度借入金総額は5億5,430万円となります。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。

17ページの企画費は、バス運行の実績に基づき、事業者への補助金の調整を行い、また、地域づくり対策事業につきましては、財源の組み替えを行っております。

18ページの民生費は、障害者支援施設分の他、老人保健特別会計への繰出金等の調整を行っております。それ以降につきましては、町債の確定等により、各事業に要する財源の組み替えを行っております。

20ページの積立金につきましては、年度間の財源調整及び町債の繰上償還に備えるための基金積立金を補正しております。この結果、年度末現在高は、財政調整基金3億6,832万6,000円となり、減債基金は497万7,000円となります。財政調整基金につきましては、今後の財政運営に対応できるよう、積極的に積み立てることとし、減債基金につきましても、同様の措置を続けてまいりたいと考えております。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第8 承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） ご説明いたします。

承認第7号で、専決処分いたしました平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算（第3号）でございますが、専決につきましては、平成17年度医療費に係る国庫負担金、県負担金等が決定をし、減額となったことにより、医療給付費の支出

の財源を調整する必要が生じたため、専決処分をしたものであります。

この補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,125万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ11億3,329万8,000円としたものであります。

補正の内容につきましては、3ページ、歳入歳出補正予算により、説明をいたします。

平成17年度の国・県の負担金等の決定によりまして、第1款第1項の支払基金交付金264万1,000円を増額、第2款国庫支出金、第1項の国庫負担金で1,868万2,000円を減額、第3款県支出金、第1項の県負担金259万6,000円を減額、第4款繰入金、第1項の一般会計繰入金504万1,000円を増額、第6款諸収入、第2項の雑入233万9,000円を増額、合計1,125万7,000円を減額しております。

4ページ、歳出につきましては、第1款第1項の医療諸費、これを1,120万4,000円、その他5万3,000円、計1,125万7,000円を減額しております。これは、17年度の医療費の最終支出であります2月分の医療ですね、これが決定する前に、国庫負担金等が減額されたために、急きよ、専決処分をしたものであります。

以上、ご説明をいたしましたけれども、速やかなご承認をお願いしまして、説明を終わらせていただきます。

-----○-----

日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第9 承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） おはようございます。

それでは、専決第7号で専決しました高森町特定農山村総合支援基金条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

今回、廃止いたしますのは、廃止理由のとおり、特定農山村市町村活動支援事業が、平成18年度で終了したことに伴い、廃止するものです。

慎重にご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第8号について採決いたします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第10 同意第2号から日程第22 議案第49号までについては、本日は、提案のみといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号から議案第49号までについては、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 同意第2号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11 同意第3号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第12 同意第4号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第10 同意第2号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第12 同意第4号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまで、3件を一括議題といたします。

同意第2号から同意第4号まで3件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第2号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方自治法施行規程第40条の規定に基づきまして、高森町吏員懲戒審査委員会規則が平成10年度に制定されておりますが、本規程の第2条第2項の委員は吏員の中から1人、及び学識経験を有する者の中から2人を議会の同意を得て、町長が命ずるとなっております。現在まで、選任されていなかったため、今回、提案をするものでございます。

まずは、最初の委員でございますが、吏員の中から1人ということでございますので、総務課長の岩下健治君を提案するものでございます。

続きまして、同意第3号で提案しております懲戒審査委員会委員の選任につきましては、学識経験を有する委員といたしまして、高森町大字高森1231番地、吉良禎人氏を選任いたしたく提案するものでございます。

また、同意第4号で提案いたします懲戒審査委員会委員につきましても、前議案同様、学識経験を有する委員といたしまして、高森町大字芹口2007番地の江藤明德氏を選任いたしたく提案するものでございます。

両氏は人格識見ともに高く、懲戒審査委員会委員として最適任者でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、慎重にご審議をいただき、速やかに同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

日程第13 議案第40号 高森町地籍調査推進委員設置条例の制定について

日程第14 議案第41号 高森町町有林監視員設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第13 議案第40号、高森町地籍調査推進委員設置条例の制定について、及び日程第14 議案第41号、高森町町有林監視員設置条例の制定についてを一括議題とします。

議案第40号、及び議案第41号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

それでは、議案第40号、高森町地籍調査推進委員設置条例の制定について提案説明を申し上げます。

高森町地籍調査推進委員につきましては、昭和54年度の事業開始から設置規則を設け、対応をしておりましたが、地方自治法第138条の4で、委員会委員及び附属機関の設置につきましては、法律または条例の定めるところにより、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、または、調査のための機関を置くことができるという規定がなされております。

また、地方自治法第203条に、報酬及び費用弁償の規定もなされております。今まで違法な状態でありましたことにつきましては、この場を借りて、お詫びを申し上げます。

今までの設置規則を廃止いたし、新たに条例で制定し、是正をいたすものでございますので、慎重ご審議をいただきまして、ご決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第41号、高森町町有林監視員設置条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案申し上げます町有林監視員の設置条例につきましても、前議案同様、地方自治法138条の4の規定によります条例設置へと是正をいたすものでございます。

慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

-----○-----

日程第15 議案第42号 高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定について

日程第16 議案第43号 高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第15 議案第42号、高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定について、及び、日程第16 議案第43号、高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第42号及び議案第43号について、提案理由の説明を求めます。企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） おはようございます。

まず、議案第42号で提案いたしました高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定について、説明いたします。

指定管理候補者選定委員につきましては、平成17年10月5日、設置要綱を定め、対応してまいりましたが、先ほど、総務課長から説明しましたように、地方自治法の規定に基づき、要綱を廃止し、新たに条例を制定し、是正するものであります。

次に、議案第43号で提案いたしました高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は、平成17年度省エネルギービジョン、及び平成18年度新エネルギ

ービジョンを策定し、新エネルギー・省エネルギーの推進を行うことにより、将来にわたって、地球温暖化防止に努めるものであります。

したがって、議案第42号と同様に、平成17年8月12日、要綱として定め、対応してまいりましたが、その要綱を廃止し、条例を制定するものであります。

以上、議案第42号、43号について、説明申し上げましたので、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第17 議案第44号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会
設置条例の制定について**

○議長（相馬俊行君） 日程第17 議案第44号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。オーガニック・アグリセンター長 廣木富八君。

○オーガニック・アグリセンター長（廣木富八君） おはようございます。

議案第44号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の制定について、提案説明申し上げます。

本議案につきましても、議案第40号で総務課長よりお詫び申し上げ、提案説明がありました理由により、事業当初より制定しておりました設置要綱を廃止し、新たに設置条例を制定するものでございます。

慎重審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第18 議案第45号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について**

**日程第19 議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（相馬俊行君） 日程第18 議案第45号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第19 議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第45号及び議案第46号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第45号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例について提案説明を申し上げます。

このことにつきましては、提案理由に掲げておりますように、一般職の職員の住居手当につきましては、国家公務員の住居手当に準じ、是正をするため、改正をいたすものでございます。

内容といたしましては、当該職員の所有に係る住宅に居住している職員で、世帯主である者に支給いたします住居手当の額を現行から1,000円減額し2,500円に、また、支給年限を5カ年といたすものでございます。

施行日は、平成18年7月1日といたしております。

慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本議案につきましては、近年、公務員の勤務条件における民間準拠が一層求められる中、民間企業において、休息時間がほとんど普及していないこと、また、職員の勤務時間の適正な管理が求められる中、昼休み時間についても、適切な仕組みとすることがあること等を考慮して見直された職員の勤務時間、休日及び休暇に係る人事院規則の一部を改正する規則が、本年3月3日に公布されたことに伴いまして、条例を改正するものであります。

内容といたしましては、30分間ありました有給の休息時間を廃止し、現在、午後5時15分までの勤務時間を15分間延長し、5時30分までにするものでございます。また、無給の休憩時間を12時から午後1時までの1時間設けるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議をいただきまして、ご決定を承りますよう、お願いをいたしまして、提案説明といたします。

-----○-----

日程第20 議案第47号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第20 議案第47号、平成18年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第47号で提案いたしました平成18年度高森町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額をそのままにし、平成19年度を期限とし、限度額を515万円とする債務負担行為の補正に関するものでございます。

これは、現在、縦書きにあります例規集を横書きに改めるとともに、その掲載内容につきましても、精査を行う業務に係る債務負担行為の設定でございます。

なお、この業務に必要なものとなります費用は、平成18年度当初予算に計上しております450万円と、平成19年度515万円の総額965万円を予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議を賜り、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

日程第21 議案第48号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第21 議案第48号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） おはようございます。

議案第48号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に717万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,317万9,000円とするものです。

地方債の補正は、5ページの第2表のとおりで、事業費の増額により、限度額を変更するものです。7ページからの補正の概要ですが、歳入は、野尻地区簡易水道施設改良事業の国庫補助金の増額内示と、これに伴う地方債の補正増、歳出は、国庫補助金の増額による工事請負費の補正増が主なものになっております。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたしまして、説明といたします。

-----○-----

日程第22 議案第49号 高森町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第22 議案第49号、高森町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第49号、高森町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

高森町の例規集につきましては、昭和63年に改版発行いたしましたものでございますが、その後、行政文書等もすべて横書きに統一がなされてまいりました。

そこで、今般、町例規集を左横書きに改正いたしたく、本条例の制定を提案いたしますものでございます。

内容といたしましては、第3条から8条にあげておりますように、数字、符号、字句、表及び様式、用語、用字、送りがな等、また、句読点等のその他の措置について、縦書きから左横書きにする場合の基本的な整備について、必要な措置を定めております。字句等の改正によります条例改正の簡素化を図るためには、必要な条例でございますので、趣旨、ご理解の上、慎重ご審議をいただき、ご決定くださいますようお願いをいたしまして、提案説明といたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前10時48分

6 月 1 3 日 (火)

(第 2 日)

平成18年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成18年6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 決議第1号 高森町議会倫理調査特別委員会設置に関する決議について

日程第2 議案に対する質疑・付託並びに採決

日程第3 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

2 番 白 石 博 昭 君

3 番 山 室 克 尋 君

4 番 山 村 將 護 君

5 番 甲 斐 直 三 君

6 番 野 中 謙 三 君

7 番 本 田 生 一 君

8 番 甲 斐 廣 國 君

9 番 後 藤 和 昭 君

10 番 甲 斐 正 一 君

11 番 相 馬 俊 行 君

12 番 三 森 義 高 君

13 番 佐 伯 金 也 君

14 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

1 番 宇 藤 敬 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長 藤 本 正 一 君

助 役 阿 南 哲 也 君

収 入 役 芹 口 誓 彰 君

教 育 長 渡 辺 哲 郎 君

総 務 課 長 岩 下 健 治 君

企画財政課長 村 上 源 喜 君

商工観光課長 岩 下 昭 久 君

住民生活課長 瀬 井 公 吉 郎 君

保健福祉課長 佐 伯 秀 和 君

税 務 課 長 二 子 石 衛 君

農林振興課長 岩 下 光 広 君

建 設 課 長 色 見 隆 夫 君

水資源対策課長 後 藤 秀 希 君

草部出張所長 岩 下 生 人 君

野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

1番 宇藤 敬君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 決議第1号 高森町議会倫理調査特別委員会設置に関する決議について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 決議第1号、高森町議会倫理調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） おはようございます。7番 本田です。趣旨説明を行いたいと思います。

高森町議会倫理調査特別委員会設置に関する決議の趣旨説明文を読み上げます。

提出者を代表いたしまして、高森町議会倫理調査特別委員会設置に関する決議について、趣旨説明を行います。

現在、町内において、一部の議会議員に対する不名誉な風評が流れております。そのことによって、住民の議会に対する信頼が失墜しつつあります。我々議会議員は、常に住民の代表として、また、住民の模範として行動しなければならないことは、議員各位も十分に認識されていることと思います。

しかしながら、このような風評により、我々議会が住民からの信頼を失墜することは非常に残念でなりません。

今回の決議は、この風評の内容を調査し、その真実を報告し、議会に対する住民の信頼を取り戻すことが我々議会議員に課せられた一つの使命であると考え、議会に特別委員会を設置し、調査を行うものであります。

なお、特別委員会設置に伴います活動経費などについては、既定の予算で対応す

ることとしております。

この特別委員会設置目的をご理解いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。趣旨説明といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決議案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、決議第1号、高森町議会倫理調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました高森町議会倫理調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、高森町議会倫理調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案に対する質疑・付託並びに採決

○議長（相馬俊行君） 日程第2 議案に対する質疑・付託並びに採決を議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号について採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今回の専決処分については、ほとんどが皆さんご存じであると思いますけれども、国の大規模な改革の中で当初から打ち出されておりました税源移譲の問題でございますが、税源移譲に伴って、このような条例を改正してくるということでございます。ただ、私ども末端の自治体が留意すべき点は、今後、税源を移譲されることによって、熊本市あたりも新聞・テレビ等でご存じだと思っておりますけれども、住民税が上がってくる可能性がある、要するに、今までかかっていた人たちが、要するに、低所得者の人たちについても、住民税が一律、要するに10%になる。今までは200万円以下は5%であったのが、一律10%ということが上がってくるわけですね。

今、高所得者の皆さん方については、ほとんどの方たちが滞納なく、税金を納めていらっしゃると思うんですが、どうしてもやっぱり低所得者の皆さん方については、これだけやっぱり社会保障費が上がってくると、なかなかその翌年度の経済状況によっては、納めきれない方たちがいらっしゃると思っております。

一律10%ということになりますと、やっぱり一個人の低所得者の皆さん方からすれば、なかなかままにならないことがあると思っておりますが、その場合について、ど

うしてもやっぱり徴収する窓口は町村になってくるわけなんです、町村になってくる場合において、滞納が増えてくる恐れが私は、今後、まだまだあるんじゃないかなという危惧をしております。

その辺について、この税源移譲等については、町長がいろいろと県あたりとは町村会、町長のいろんな会議等でも研修会等でもお話があっていると思うんですが、国内の各自治体の首長さんあたり、この税源移譲について、どのように会話がなされておったのか、どのように滞納者をクリアしていこうという話し合いが町村長会あたりで話があっておったのかということをお町長さんにお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 住民税、今、税源移譲と、言葉が大変国の方からも言葉がちょいちょい聞かれます言葉だし、大変耳障りのいい言葉の改革ということで聞こえておりますけども、私どもにとりまして、この住民税、一律10%と言いますと、私どもの町も所得税と色々な言葉が悪うございますけども、所得税を納める人が少のうございます。そういう面から見ますと、大変都会型といいますか、都会の方々にも有利になっていくだろうと、そのように思っておるところでございます。

私ども町村会等いろんなところでお話をお聞きいたしますと、先月、6月2日の日にも、朝食会ということで、税源移譲、地方の現状を訴えるということで、国会議員の方々、また県会議員、市町村長さんということで、熊本で朝食会が8時からございました。その中でいろんなものをアピールするわけでございますけども、ただただあれを見ますと、私ども地方にとりましては有利になるということは少のうございまして、ただ本当に言いますならば、地方切り捨ての方向になっているんじゃないかなということを強く申し上げ、また、今回、一緒に要求をするということになっております。

いろんな内容につきましては、あそこでお話はありませんでしたけども、今の状況であれば、本当に私どもが太刀打ちできない、何かしら、しわ寄せだけは私どもの地方に来ると、また、いろんな心身障害者、障害者等の助成に関する法律などいろんな法律が変わっておりますけども、何かこれを見ますと、わざわざ弱い者をいじめるために、しわ寄せするために法律ができたんじゃないかなというような、そのような気がいたしますことと、また、税源をひとついただくにいたしましても、こういう私どものように、雇用の場が少ないところにとりましては、まだまだこれ以上に苦しさがくる、だから、何とかして、今までの交付税と申しますか、

地方交付税のあり方等につきましても、何とか今まで以上に堅持をしていただくと、そのような要求を強くいたしているところでもございます。

今からが腰を据えて、今から本当の交渉になっていくというように考えておりますし、今後もそのような方法で努力してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 税制改正されると、上の方で財政が厳しいからということで、法律改正する場合については、やっぱり国が一番上の大元がですね、やっぱり自分達で自分達の方が良くなるような形の改正をするわけで、地方の声がいかにか中央の方に、上の方に聞こえているのかなというのが、非常に私は今回の税源移譲、以前からずっとテレビやら新聞で話を聞いて、見ておりましたけれども、いつも疑問に思っておりました。

その問題が現実、今回、専決処分として出てきたわけでございます。所得税についても、改正前よりも改正後の方が、小分けはしておるんですが、小分けをしたがために、逆に、今までよりも所得税を納める方もいらっしゃるわけですし、全体的、総体的から見れば、所得税は下がってきておるとは言えますけれども、やっぱり私は今回、税源移譲に伴って、住民税を一律10%に上げた、そうすることによって、住民の皆さん方も楽になるような話をしていらっしゃいますけれども、内容は、今後、定率控除あたりも減らしてくれ、所得税の定率控除あたりもなくしてくる、そして、また、今回は、昨日、地震がございましたけれども、損害保険控除を地震保険控除に切り替えていくと、地震に対して、それほど敏感でない地域は、やはり地震保険というものにはそう容易くはかたられないと思うし、地震保険の掛け金自体は、損害保険、一般の建物火災共済あたりよりもかなりの割合で高いわけですね。わざわざその高い保険にかたられる方達はそうはいらっしゃらないと思っております。

ですから、やはりそういうふうにして、損害保険控除をなくして、地震保険控除に切り替える、そして、控除をなるべく一般の住民に対して、控除をしないで済むようにし、所得税を掛けていくというやり方が今から先、目に見えないところで、私は広がってくるし、高まってくるんじゃないかなという気持ちを持っております。

それをしながら、今回、住民税を一律10%に上げたということは、最終的には納税者は今後、どんどんどんどん負担する割合は増えてくるわけです。控除を減らす、税控除を減らして、住民税は一律10%に上げたということでございますか

ら、住民税をさわらないで、所得税の控除を減らしていけば、どんどんどんどん所得税は上がってきますから、私は、住民の重税に悩む人達が増えてくるんじゃないかなと思っております。

住民税のお話をいたしましたけれども、住民税については、今までは200万円以下は金額は5%、県民税がその中で2%、町民税が3%でございました。それが一律10%になって、県民税が4%、町民税が6%なんですね。こういうふうに、田舎にはそうはいらっしゃらないと思うんですが、700万円以下の方達については、10%でございましたが、その中の割合というものは、県民税2%で町民税が8%だったんですね。そして、700万円を超す人達は13%でございましたが、その中の内訳は県民税3%、町民税10%だったんです。

今まで700万円以上は、町民税が10%あったのが、一律6%になってくる。県民税は2%と3%だったのが、一律4%に上がってくる。それが1%、2%の違いであっても、私は県については、財政的には、今から先は、徐々に安定してくるんじゃないかなと私は考えております。

そうなってくると、当初予算でも皆さん方が痛感されたと思うんだけど、国の補助事業は当然あるんですが、それに付随して、県がそれに補助金をプラスアルファで付けていた事業が今はなかなかそれが付け切れていない、昔は、国が50%付ければ、県が25%、残りの25%なり15%ぐらいを町というふうに、それぞれ三者が分担して補助金を付けて、負担金を付けて、ある一定の事業をやっていたというふうに、私は認識しておりますが、ここ数年、国の事業はあっても、それに県が補助金を付けてくれないということが、多く見られるようになりました。

今回、税源移譲に伴って、県も町も国もそうは財政的には変わらないとは言いますけれども、私は少なからず、県の方が若干なりと、歳入は増えてくるんじゃないかなと思いますし、県の当初予算等を見ても、確かに年間の当初予算は数%抑えられておるんですが、それはすべてとは言いませんけれども、大体ですね、人件費の削減とか、給与のマイナスによる削減ということで、私は事業費的にはそうは変わっていないような気がするんです。

しかしながら、未だかつて高森町に未改修の県道があるし、期成会をつくっておる県道はたくさんあるんですけれども、未だそれが数年前と変わらない状況で存在しておることが、私は不思議でなりません。実際、今度、15日の日に一般質問をしますから、その際に、今日言うことに対しては、県と協議をして、私は、15日の日にその協議の内容を報告していただきたいと思っておりますから、今回させて

いただきますけれども、例えば、竹田～五ヶ瀬線にしても、大分県と宮崎県は県庁所在地からかなり離れた地域である野尻地域に隣接したところをどんどん改修をしておる。しかしながら、熊本県は、全然手を掛けていただけないと。大分県と宮崎県も同じ県であるには変わりはないはずなのに、何で熊本県だけがやっぱり県庁所在地を中心とした事業にしか県の予算を入れないのかという疑問もあるわけです。

今回、こういうふうな税源移譲があって、県の財政も今後、厳しい方向から少しずつ良い方向に推移していこうという見込みができるのであれば、私は、今、やりかけている事業あたりについても、やっぱり平等に熊本市あたりと平等に配分していただける、私は権利が生まれてくるんじゃないかなと思っております。

その点について、町長がどのように考えておるのか、県との協議については、15日の日の一般質問の際で結構でございますけれども、ただ、今後、やはり県の財政の見込みが良くなっていくということになってくると、今までみたいに、国の補助金は付きます、県の補助金は付かせないということは、私は末端の自治体では通してはならないというふうに思っておりますけれども、その点について、いかがお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、13番議員さんがおっしゃるとおりでございます。本当に地方にとりましては、納得できない部分が多くございます。いろんな面に関しましても、今、大分、宮崎の話が出てきましたけれども、確かに、県道8号線、私どもの前の県道28号にいたしましても、未だまだ着工ができていないというのが現状です。できる限り、今、県にも、また、いろんなところにも働きかけて、早急にできるように、その願いはいつもしておりますし、今、私どものように、このように地域的に災害に弱いといいますか、土砂災害、いろんな豪雨災害とか、弱い地域でございます。山間部を持ってありますと、そういうところがついております。そういう意味に関しましても、逐次、住民の方々の安全を守るためには、治山事業にいたしましても、砂防事業にいたしましても、早い機会に予防治山ということでお願いしようということで、今、機会あるごとに、道路以外にもお願いをしております。また、やることにおきましては、それに含んだ用地とかいろんな面が多々ございまして、用地等も含めまして、地元も一緒になってお願いをしていく以外はないと、そのように思っておるところでもございます。

今、税源のお話がありましたけれども、私もこの上げることにおいて、県の方がどれぐらいの余裕といいますか、今に比べるなら、税が上がるかというのは、私もち

よっとわかりませんが、住民税の計算におきましても、県の方にお話をいたしますと、大変下手なことをしていると、県自体が債権団体になるんじゃないかと、そのようなお話があるのも事実でございます。

できる限り、今おっしゃいましたように、お願いをできるところにはお願いをしながら、早期に解決ができる方法を見つけていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） これは、町長がどうしてもやっぱり高森町のトップでございますから、今後、県との協議の中で、十分やっぱり地方の声を県に上げてもらわなければ困るわけなんですけれども、やはり、固定資産税の問題にしてもしかりですね、耐震強度を増すために、リフォームしたと、そうすると、固定資産税を減免しますと、ある一定額、した時に、固定資産減免するのはいいんですよ。されるということは、リフォームされた納税者はそれでいいんでしょうが、固定資産税を減免して収入を減らした自治体はどうなるんだと、その損失補てんも解決されていないわけですね。そういうふうにして、一方的に上の方から税源移譲をされると言われたら、そういうふうにやりましたということでされるんですが、ただ、やっぱりその時の痛み、または、そうすることによって、県の財政がどうなるかという説明もちゃんと県としては説明責任を果たしていただきたいと、私は思っております。でないと、やはり、徴収するのはどうしても、県の職員が一軒一軒に徴収して回るわけでもないし、町村でも一軒一軒徴収はして回りませんけれども、やはり徴収窓口というのは、やっぱり町村の役場でございますし、徴収義務は役場の方で果たしていくわけですから、やっぱり県の方はちゃんとそのあたりについての説明責任は私は果たしていただきたいと思います。でないと、やはり中間にいる、上にいる人達だけが楽をして、末端におる町村が一番苦勞をするという形に私は今回の税源移譲というものはなってくると思う。でないと、昨日も窓口にうちの親戚の方がいらしていたんですが、「何しに来た」と言ったところが、「住民税がたまがるごつ上がとつた」と言われた。当然、昔はほとんどかかってないと言っていいぐらいの住民税がいきなり上がってしまった。驚いてきた。間違いじゃないかと。それこそ熊本市の状況と一緒にですね。

ですから、私はこの件について、一番先に来られるところは、町の役場の職員に言ってこられるわけですから、その辺の説明責任は県にやっぱり当然、果たしていただきたいし、県がどのようにして、そのような地方に対して、財政的な支援を今

後、続けていくのかということもちゃんと説明をしていただきたい。

この前の県議会の一般質問の中で、たまたま大津町から熊本空港の方に豊肥線を延伸してくれという質問が隣の県議さんの方からあつてたんですが、私達が要望していると、私達の声はそうじゃないんですね。南阿蘇鉄道を大津までつないでくれるか、電化を立野までしてくれるかというのを私達は日ごろから言っていたんです。それがそういう形で県議会あたりでは出るんですよ。ですから、やっぱりそういう間違っただけで県議会の中で一般質問することがないようにするためにも、町長がちゃんと県との協議の中で、町の声、住民の声を県の方に伝えるようにやっていただかんと、今回の税源移譲では、窓口におる人間がまずは怒られると思います。俺は間違うとるとじゃにゃあつかつて、税金がこぎゃん上がったがって、まず一言はそういう形で言っておられると思いますから、それに対して、的確な答えができるように、町長は、県との協議、県の答えをもらってきていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、県の方の一般質問等も出ましたけども、私どもはこの阿蘇郡市地域からこの南阿蘇鉄道をいかに存続するかと、20年前のあの熱意をもう一度ということで、この阿蘇郡内一生懸命お願いをし、今回も鉄道の決算等の説明もあるかと思いますが、20周年記念をやろうと、そんな切符を各地域にお願いして、回ったらどうだろうかと、いろんな案を考えております。

それと、もう一つは、今、阿蘇郡市町村会におきましても、国・県にお願いすることは、何とか大津まで相互乗り入れをお願いしたいと、ずっと南鉄さんが20年前からこの話あるそうでございます。どうでもこうでも、乗り入れをお願いしますということ、電化になったあとは電化になったから、今度は逆に乗り入れができないようなことになったとお話聞きますけども、それは、JRさんの方がそういう自分方の経営のためになされたことであって、私どもはやっぱり第三セクターで元の国鉄さんの方から引き継ぎ、その苦しさの中を何とか残そう、それをもとにしてやったことですね、一般質問はちょっとわかりませんが、私どもは日夜を問わずですね、そういうことに関しましては、県にも要望し、直接、JRさんの方にもお願いに行った経緯もございますし、今年の2月、県の市町村会の時も要望としてあげてあります。

それと、税につきましては、今、地域の説明不足といいますか、もちろんそうでございます。できる限り、今、私どもの方もその担当の教育と言いますか、できる

限りはそういう場に行って、県の方の方針、いろんなものを勉強しながら、今進めているところでございます。

本来、言うなら、県の方から来て、ご説明でもしていただければ、これが一番ありがたいんですけども、何せ、法的なことの上から来るわけでございます、私が一人、なかなか反対と言いましても、なかなか思うように行っていない、ただただ、私といたしましては、できる限り、地域、また住民の方々に負担が極力かからないようにしていくのが、私の役目だと思って、努力をいたしているところでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号について採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号について採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号について採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号について採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

同意第2号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 同意第2号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今まで、高森町、数多くの不祥事を生み出してまいりました。その都度、懲戒審査委員会等が内部でつくられておったというふうには私は考えております。今回は、正式に自治法の施行令をもとに吏員の懲戒審査委員会を設置されるということでございます。

この中で名前が上がっておる総務課長さんにお伺いをいたしたいというふうに思います。心構えじゃないんですけど、お気持ちをですね。あなたは、身だしなみもいつもきれいにされていらっしゃるし、確かに事務員らしい容姿でございますから、私はどこから見ても公務員であるということは一目瞭然でわかると思います。私どもの場合は、何か違う方向に見かけられますけれども、そこあたりは、毎回、4年に一度の選挙の際に、それは自分に返ってくるからいいんですが、総務課長はやっぱり総務課長として、職員らしい姿でいらっしゃるんですが、この役場の中にも約100名程度の職員がいらっしゃる。今日、お見受けすれば、管理職の皆さん方は本当に長年、公務員を務めてきた。そして、住民の皆さん方とやっぱり接してこられたということで、批判も受けられた。そして、ほめ言葉もいただいた。やっぱりいろいろな経験があるし、それがやっぱり今の姿に現れているのではないかなというふうに思っておりますが、総務課長さん、今、若い人達は昔は新人類という言葉があっただけなんです。なかなか私達の子供の世代には教育がしにくいんですよ。格好にしても、いろんな服装についても。そのあたりで、役場の今回も冒頭から新採用の職員の子がちゃんと自分の意見を言ったということはすばらしいことだと思うんですが、やっぱり一見見た目がどうであるかということもやっぱり今から先、住民が役場の職員はどうだということを見られると思うんですが、その件について、新人職員も含めて、若い職員あたりの公務員としての姿、姿勢についての教育というものは、どのようにあるべきだと、総務課長さん、あなたみたいであれば最高なんですけど、いかがでございましょうか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいまのご指摘は、服装等に係るものかと思っておりますけど

も、我々公務員は住民の方から見られても恥ずかしくないような服装はしてほしいということは常々申し上げております。

ただ、一つ考えますのは、いわゆる現場に出る方達、汗をかかれるとか、そういう方達までネクタイを締めろとは私達も言えませんし、また、特に、国におかれても、クールビズ、ウォームビズなるものがあるようでございます。極力と言いますか、本人の自覚を求めて、服装については、住民から批判を受けないような服装ということで、今後とも指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 以前、私も若かりし頃、本会議でネクタイをしてこなかった助役さんを怒った経緯がございます。しかしながら、今、国会等を見れば、総理大臣からノーネクタイで参加されておる。やっぱりそれが一つはクールビズであり、エネルギーの削減であると、そうすることによってやっぱり地球温暖化を防ぐということで、大きな、大局的に立てば、やっぱりその場その場の状況によっては、服装とかについては、あまり制限すべきではないことであるというふうに私も思っています。

しかしながら、やっぱり服装はそうなんですが、ヘヤースタイル等についても、私みたいに人相が悪い人間は、整形でもしない限り、一般の町民の皆さん方からあいつはいいやつだというふうに言われることはおそろくないと思うんですが、それは選挙でちゃんと私は仕打ちを受けますので、身を呈してやっていきますけれども、役場の職員の場合については、服装はともかくとしても、服装については、常識的な範囲内で私は推移しておると思います。しかしながら、やっぱりそれ以外のところにおいて、若干、若いとか、思うところが見受けられると思うんですが、髪の毛の、町長みたいに白髪が生えている人に黒く染めろということは、私は言えないと思うんです。そして、保健福祉課長みたいな人に植えろとも言えないと思います。これは、その人の今まで生きてきた歴史でございますから、それを私達尊重していく必要があるし、それはそれで、やっぱり保健福祉課長なりは人間的にも十分できていらっしゃるから、すべての面において、私は経験が今の課長という職で生きてきているということであれば、やっぱり何も言うことはないと思うんですが、まだ、今から生まれようとする若い職員が、やっぱりそこあたりでちょっと服装以外のところで見受けられた場合については、総務課長としては、どのような指導をされるのかなと、今、庁舎内、たばこは禁煙になっております。私もたばこを吸います。玄関、ロビーの外にバスの待合室がありますが、そこに灰皿がご

ざいますから、そこで吸う時もあるんですが、私達は失礼な話ですけれども、2階の方で吸わせていただくことが多いんですが、やはり職員がロビーの前で、外で、今回勤務時間等の問題も出てきておりますけれども、タバコを吸っておる姿というのは、私は非常に違和感を覚えるわけでありまして。そのあたりについて、風貌もともかく、そういふような点について、総務課長さん、あなたは厳格な人ですから、しゃんと言っているらっしゃると思うんですが、今後について、どのように指導していかれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 髪の毛のことはとやかく私も大分薄くなってきておりますので、今、おっしゃいました勤務時間の問題等もございまして、私は議員さんから指摘を受けて、職員さんにも玄関の方では吸わなくて、特に、裏口の方で吸ってくださいというお願いをしてみました。これ、タバコは嗜好品でございまして、ストレスの解消になる方もいらっしゃるでしょうし、これをやめて禁断症状が出る方もいらっしゃると思いますので、勤務時間は極力避けるような指導をしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

今回の吏員懲戒審査委員会あたりには、助役さんあたりの懲戒も当然含まれてくるわけでございます。助役さんは仏の阿南と言われているぐらい、非常に温厚な方で、職員からすれば、やさしい助役さんということで、広く親しまれているようでございますが、今回の懲戒審査委員会の中には当然、助役も入るわけですし、対象には、これは、審査委員会の中に総務課長が入っているとは言え、総務課長もしかしたら、懲戒される立場にも行くわけでございますが、日ごろ、職員を指導していくのが総務課長であるならば、やっぱりその辺について、助役あたりもある程度、総務課長をフォローしていく必要も私はある。総務課長が言いにくいところは、逆に助役あたりも指導して、応援するという心構えも私は必要ではないかなと思いますけれども、いかがなものだろうかと思うんですね。職員の中にはもみあげを伸ばしてきている職員もおるようでございます。パチンコ屋ではもみあげを伸ばしておるのが、よくパチスロを打っていたり、パチンコをしていたりすることも見受けるから、非常に珍しい風景ではないんですが、役場の職員の中でもみあげを伸ばしている職員というのは、非常に私は珍しいんじゃないかなと思っております。そういう職員がぼちぼち出てきているということからすると、総務課長さんも

なかなか頭の痛いところが出てくるわけですが、助役さんあたりがフォローしていただきたいと思うんですが、今後について、いかがお考えであるか、助役さんの方にお伺いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 私事でございますけれども、大変お褒めをいただきまして、まことにありがたく思っております。

先ほどからいろいろ13番議員さんの方からご意見等々賜っておりまして、感謝を申し上げておるところでございます。

総務課長も先ほど申し上げましたように、公僕としてのあり方、これは身だしなみをはじめといたしまして、公務員としての自覚が必要であろうかと思っております。今回、吏員懲戒審査委員会を立ち上げるわけでございますけれども、やはり、総務課長は職員の筆頭でございますので、また、いろいろなことにつきましては、私も十分にフォローさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

同意第3号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 同意第3号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これを同意することに決定いたしました。

-----○-----

同意第4号 高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 同意第4号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、高森町吏員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これを同意することに決定いたしました。

-----○-----

議案第40号 高森町地籍調査推進委員設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第40号、高森町地籍調査推進委員設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第41号 高森町町有林監視員設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第41号、高森町町有林監視員設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第42号 高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第42号、高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第43号 高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定について

て

○議長（相馬俊行君） 議案第43号、高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐です。

ちょっとお尋ねします。観光課だったと思いますけど、湧水トンネルの中に、マイクロ水力発電ということで設置をされたことがあると思います。熊日の方にも大々的に載ったことがございます。これは、農業用水なんかを利用して、わずかな落差で発電するということだと思えますけれども、これは、管理運営費にしろエネルギー源の調達は重要であり、有効活用の観点から脚光あびているということでありました。けれども、その後は、何もなくなっているようでございますが、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） お答えいたします。

今、湧水トンネルの方でやっておりますのが、崇城大学だったと思います。研究の過程で一応あそこに取り付けてほしいということで、管理もすべて大学の方で研究、学生さんと教授の方と研究されております。まだ、これ、実用化とかそういう問題はちょっと話を聞いておりませんが、あそこでちょっと研究をしてみたいということで、定期的に来ておられて、そちらの方で管理をされておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第44号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の制

定について

○議長（相馬俊行君） 議案第44号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

一つは、直接は関係ない部分もございますけども、2点お伺いしたいと思えます。

一つは、今まで各種委員の異議なしでずっと通ってございましたけども、その各種委員さんがいろんなそういった会合にお出になる時にお越しいただく時に、その人方に対するお手当というか、交通費以外にこういった部分があるかをまとめてお聞きしたいと思います。

それと、第2点は、オーガニック・アグリセンターは、今後、指定管理者制度のもとで移行されるような計画されておりますので、この委員さんが選任された中において、指定管理者のもとではどういう役割になるのかをお伺いしたいと思います。

2点、お願いします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今までの各種委員さんについての費用弁償等についてはいかがかということでございますが、前回の条例を提案いたしました時に、これはもう自治法に抵触をしておるんだということで、提案説明でも当初、お断りを申し上げ、是正をしていくんだということでやっております。4月にも法令、判例、実例につきまして、各課長に全部ご説明を申し上げ、是正すべきところは是正してほしいということで、出てきた分が今回の委員についての条例制定への是正でございます。

考えてみますと、自治法上の附属機関の設置委員会委員、また、附属機関の設置によります委員さんであったのかというような疑問もあるような要綱等で定めてありました委員もあつたことは確かでございます。各課に確認をいたしておりますので、その方達については、例えば、一つの物事をやろうとする時に、その関係者の方がこの事業を推進するんだというのが、それは当然、自分達のお仕事としてやっていただくというのが、原則だと思いますし、町の方から費用弁償、また報酬を払ってしなければならないものであるかどうかということもいかなものかというこ

とを各課で検討していただいた結果がこの条例の提案でございます。

それから、何と言いますか、今まで違法であった、違法であったと私言っておりますけれども、払った対価につきましては、その人達に法令を調べてみますと、当然、出席をなされて払った分に対しては、返還の請求ができるかという、それは、出てきた対価との引き替えで相殺で、それはできないであろうという判例が出ておりますので、お知らせをいたしておきます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） オーガニックアグリセンター長 廣木富八君。

○オーガニックアグリセンター長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

現在、アグリセンターでは、来年4月に向けて、指定管理者の移行に向けて、現在、募集要項の作成を進めております。当然ながら、この施設は、施設をつくった時点の大きな目的もございますし、今、お尋ねの管理運営委員会等の取り扱いについても、どのようにすべきか、要項等に委員会を今回新しく開きますので、意見を聞きながら、盛り込むか、盛り込まないか、取り扱いをどうするかを決めていきたい、そのように考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

先ほど、総務課長の答弁の中で、意味は大体理解しているんですけども、要は、会議をやった時に、費用弁償はないものですから、報酬でそういった形を支払うのか、あるいは、すべてボランティアで交通費のみで支払うのか、その委員さん達に対してですね。その辺を再度、お答え願いたいと思いますけど。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 旅費につきましては、費用弁償の中に入っておりますので、それに日当を廃止したということですので、旅費については、支払いをやっております。それのみということです。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第45号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第45号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

一つは、有給、無給の部分がございませぬども、休憩時間の中にもございませぬども、その後の取り扱いの方法論について、ちょっとお伺いしたいと思えますけれども、やはり、窓口業務というのは、お昼の時間帯というのは、住民の方々がいらっしやる方もおいでになるということで、その辺の対応を有給、無給の休憩時間があるということで、やはりそれぞれの課の中にあつて、交代制とか、そういった部分までしかれるのか、一律一斉に休むのか、その辺をもう少し具体的にお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 窓口業務、交換業務等につきましては、これは、当然勤務時間中にはいるものだと考えておりますので、規則の方で交代制にしたいというふうを考えておりますし、今、そういう各課の方にこちらから案を提示をいたしまし

て、調整中でございます。

当然、これ、我々一般職のみならず、保育園の早出もあります。教育委員会の運転職の勤務時間帯のこともございます。これも教育委員会の方にお示しをして、どのような時間帯にするのかということをして現在、検討をさせていただいておりますので、7月1日までには結論を出すこととなります。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

一つは、いろんなケースが考えられると思うわけですね。今までしたら、全部有給でしたので、昼休み中に事故があった場合でも、それはもう公務災害の適用になりますし、今回、無給の場合、無給の休憩時間中に仮に庁舎内において事故った場合、あるいはケガした場合、あるいはトラブルが生じた場合において、その対処法というのが、どう変わっていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいま、申し上げましたように、必要などころにおいては、交代制で置きたいというふうに考えておりますので、無給の人が対応したのであれ、勤務時間外に公務員が対応したのであれ、24時間公僕たれということでございますので、それは職員としての、先ほども助役さん申されましたように、自覚、モラルの問題であって、それで責任を逃れられるものではないというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） その部分はわかるんですけども、仮に、公務災害の適用の場合に、その判断が難しくなるような気もするんですけども、そのあたりはきちっとこの人事院の方も打ち出してあると思うんですけども、その辺をお聞かせ願いたいということです。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 無給の時の公務災害ということでしょうか。これは、休憩時間であれ、拘束されるというような解釈になされております。時と場合によるものだというふうに思います。例えば、無給ですから、例えば、食事に出られたと、庁内じゃなくて、庁外に、その時に災害に遭われたということであれば、おそらく公務等補償、組合の方からの判断で出ないということになるというふうに思われます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございますが、野中議員が単純にお聞きいた
だいて、ある程度、文面だけではわかりにくいところがありますから、少しはわか
ったような気がいたします。ただ、やっぱり各課、来年の4月には課の編成も変わ
ってくると思いますけれども、現場においては、それぞれやっぱり勤務時間の中
で、どのような形で休憩をとるかというのが、やっぱり変わってくると思います。
やはり、今、総務課長が言われたとおり、非常にこれ、難しいんですね。簡単に文
面ではこういうふうに書いていても、建設課あたり、保健福祉課あたり、それそれ
他の課も当然なんですけど、野尻地区に行って、そこで昼を迎えたとかという時に、
帰ってきて昼食をとるのか、そこで昼食をとるのか、また、移動時間が30分なり
かかれば、やはり休憩時間についての取り方についても、非常に、これ、微妙な問
題点が生じてくると思います。ですから、やっぱりそのあたりについては、こうい
うふうに条例はできていても、臨機応変にやらざるを得ないところはやらざるを得
ない。ただ、先ほど、助役さんも言われたとおり、やっぱり公僕としてのモラル、
常識の範囲内で住民がどこからどのような形でその職員を見ておるかかわからないの
ですから、やはり、どなたが見ていても、これならばというようなやり方で運用を
私はしていただきたいと思います。

高森町は、たまたま林業センターの方に食事処もございますし、職員の方達も、
総合センターの中にですね、役場に弁当を持ってきて食べられる方もいらっしゃる
んですが、どことは言いませんが、よその自治体あたりについては、もう毎昼ごと
に家に帰って食べられる方もいらっしゃるわけですね。ほとんど役場の中は誰か一
人か二人しかいないというような状況のところも以前は見受けておりました。今は
どうあるか知りませんが、そういうこともあったりしたんですね。

ですから、今後、こういうふうな条例ができた場合においては、やっぱり職員は
公僕としての自覚を持っていただく。そして、勤務時間内の拘束ではあるんです
が、24時間公僕であるという気持ちは持っていただきたい。そして、常に連絡が
付く状態でおっていただきたいと思います。昼間だけ役場に連絡をすれば連絡がつ
くんじゃなくして、夜でも自宅にいても、よそにいても、連絡がつく状態であるよ
うに、私はお願いをいたしたいと思います。携帯電話でもよろしければ、電源を入
れておいていただければ、職員として、公僕として非常に私達も役に立ちますの
で、よろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第47号 平成18年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第47号、平成18年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

今回は、縦書き、横書きの部分につながっていく分ではございますけども、例規集の中身ですね、例規集の中身、議員になりましてから、いろいろ誤字とか脱字とかいろいろありましたけども、その辺はやはり今回、総ざらえをする必要があると思うんです。当然、されているとは思いますが、やはり未だに文面的にもおかしい部分がございますので、その辺をどういった形で、せっかくやり直すんですから、もう1回、もう少し総点検をする必要があるような気がするんです。いらん世話かもしれませんが、その辺をきちっと対応されるのかどうかまでお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然、そういう精査業務を含めて委託をしたいということにしております。法律も変わりますし、最近は、特に、法律の変わるのが激しくて、条例、規則、要項等を改正しなくちゃいけないという時に、後でも出てきますように、送りがなの問題とか、仮名遣いの問題とか、いっぱい出てきておりますので、法的なものからそういうものまで含めた精査業務まで含んだ委託をしたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

あわせて、もう一つは、本来は議会の方でも審議せんといかんと思う部分はあ

まり不要な例規集というのではないとは思いますが、今の時代にそぐわない部分
がいくつかあると思います。その辺についても、僕はもう少し議会の方でも慎重に
廃止する、あるいは改善する点が多々あるかと思しますので、その辺の部分を実
行部の方として、どうお考えになるかをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私もほとんど例規集を見させていただきまして、すでに失
効している部分、事業が完了した部分等も含まれております。そういうものにつ
きましては、精査を業者がする前に、その課が自ら前もって廃止をするなり、改正
をするなりしてくださいということで、すでに指示を出して、6月いっぱいになさ
いという指示を出しておる課もあります。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、平成18年
度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第48号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正
予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金
也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

この簡易水道の事業の中で、今回、野尻地区の簡易水道の改良事業等の予算が出
ております。以前、私、申し上げたことがあると思いますが、国・県道の場合につ
いては、確かに地下埋設120センチぐらいは必要であると思います。重量物が通

る道路の下等を水道管が走る場合については。しかしながら、野尻地区について、路肩等を掘ったり、畑の中等を掘る場合については、もしかしたら、深耕されるからその程度の深さがあると思うんですが、今まで設計したような120センチという深さで、私は水道管を埋設するということが必要であるのかどうかというふうに私は考えております。

ですから、その件についても、以前、私は、建設課長と水資源対策課長の方とご相談を申し上げたことがございますが、今回の設計あたりは、何センチの深さで埋設と布設という形で設計が進んでおるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 今回の設計では、県道部分については、管上600、それから町道につきましては、今のところ、まだ結論が出ておりませんが、現在では1,200ということで、設計をすることにしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私は、1,200で掘るということについて、その工事の金額が私は高くなってくると思うんですよ。こういう場合において、60センチでいいところをあえて120センチで掘らなければならないのかという疑問があるから、以前からこの問題を提起しておいたわけですが、法律ででもそういうふうな形で決まっておるのであれば、厚生労働省あたりが簡易水道については、120センチで行きなさいよというふうに決まっておる。また、補助対象がそうなっておるということであるならば、私は1,200であるのもやぶさかではないと思うんですが、そういうふうに私は決まっておるのかもとお聞かせいただきたいし、決まっていないのならば、それはもし1,200、それを臨機応変に1,200で掘るべきところは1,200で掘る、600でいいところは600ですということをやった場合について、もしかしたから、今回の予算でいけば、布設延長が何百メートルか私は延びてくるような気もいたします。

また、業者の方達が1,200を掘っていらっしゃるところを見ているんですが、幅が45から60センチぐらいの幅で掘られるんですね。45ぐらいかな。60、その程度で掘られるんです。人間の肩幅でやっと入るぐらいの幅で1,200を掘られるんです。その下に水道管が布設されておる。そうなった場合について、もし、事故があったり、老朽化により、水道管が漏れたりした場合についての作業効率を見れば、私は1,200よりも600の方が将来的にもいいし、経済的にもいいような気がいたしますが、あえて、そんな深さでしなければならないのか。厚

生労働省は1,200でしろというふうに言われておるのかということをお聞かせ
いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） この深さの件につきましては、以前にもお答えした
かと思いますが、私どもが道路占用許可の申請をする際に、道路管理者の条件とし
て付いてきますので、私どもは条件にしたがってやっているのみでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） じゃあ、町道は1,200と言われたね。町道の管理者はど
なた。町道をそれだけの重量物が私は通らないと思うんですね。戦車でも通れば、
1,200ぐらい掘っておってもいいと思うんですが、トラクターの70馬力であ
るならば60センチぐらいの深さで私はいいと思います。

それと、あと、町道ばかりを水道管は走れないと思うんですが、なのに、やっぱ
り深さ制限1,200というのは、私は工事費の無駄だと思います。やはり5年前
に舗装したところをもう一遍、オーバーレーするようなもので、そんな無駄なことは
しない方がいい。できれば、やっぱりその土地にあった形で60センチなら60セ
ンチの深さで布設した方が私はいいような気がするんですけども、その点、管理
者の方、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 管理者は町長になりますが、道路状況の中で、現在、従事
しておりますのがうちということで、僭越ながら手を挙げさせていただきました。

確におっしゃいます内容につきましては、十分今後、検討していかなければなら
ない問題ということは十分確認しております。状況的には、あくまでも、やっぱ
り法律を優先させる中で、道路法に基づいた取り扱い、それにまた、道路占用の通
達等踏まえまして、今、うちの方でも十分、今後の取り扱い方というのは検討して
いきたいと思いますが、なかなかすぐに結論が出るような状況ではございません
ので、その分については、ご了解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） この件については、先ほど、水資源対策課長も答えたとお
り、以前から言っているんですね。今回、こういうふうに補正が出てくるんです
が、おそらく事業は年末になるのか、いつになるのかわかりませんが、設計ができ
次第出てくるんだと思うんですが、赤水が出ているという状況ですから、これは急
がなければならないことですから、設計ができ次第、発注はしていただきたいと思

うんですが、ただ、やっぱり道路法とか、何法とかというんだけれども、私はその中で、各地域間格差、国内地域間格差があると思うんですよ。一律で私はするようなことはないと思うんですね。今回の税法で改正する税率みたいなのは国民一発で数字等は出てくると思うんですが、数字等が出てきたにしても、所得税にしても5%から40%まで広く持っているんですね。低所得者用もある、高所得者用もある。それと一緒に、水道管の布設にしても、やっぱり交通量の激しいところ、交通量の少ないところ、それを一緒にくたに1,200で掘るといふ、そういうふうなやり方というのは、本当に私は正しいのかなというのを前回問題提起をしていると思うんですね。

設計を現在出していらっしゃるみたいで、この前から広報たかもりで出ていたんですが、1,200で私は町道のところを掘ってやると言われるけれども、そんなに交通量、大型車が頻繁に通る道なのか、そこあたりも調査した中で1,200という数字が出たのかどうか、私は不思議でならない。

それと、あと、個人の私有地を通ったり、部落道を通ったりする場合もあると思いますが、部落道だったら、特に1,200なんかいらないと思う。60センチでも私はいいと思うんですが、そんなにあえて土木工事費を上げなければならないのか。土木工事の割合を上げるよりも、私は土木工事の金額を抑えて、布設延長を私は延ばした方がより住民のためになるような気がいたしますが、それでもわざわざ1,200で行かれるのか、その根拠というものが道路法にあるならば、その道路法の中身を教えていただきたいし、その町道がそれでないといけないのであるならば、交通量を私は教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 13番議員がおっしゃいますように、私個人としては、全く同じような意見でございます。確かに町道も多々、確かに交通量の違いというのは、十分ございます。それをやはり全然車の通りの少ない町道というのもありますし、そのあたりに私は今やっている中で、そのあたりの取り扱い方についてはジレンマを感じております。そのあたりも含めまして、今後、十分、その道路工事の取り扱いについては、検討の必要性は十分あると考えておりますので、その内容を踏まえた上で、今後、やっていきたいと思っておりますので、その部分については、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 非常に議会事務局時代から固い男でございまして、本当に一本なんですね。もう鋼鉄みたいな男で固いんですから、間違いはおそらくないと思います。

非常に今、言葉が出ましたけれども、そのとおり考えておるということでありますから、私もそれを信用しておりますが、やはりそこあたりから、そういうふうに担当課長がそれだけ苦勞しているんですが、町長、あなたが一番の最高管理者なんですね。この町道あたりのね。よそ見てからこうして見ていただかん。こういう問題が発生しておるということに対して、あなたは今後、私は60センチでもいいと思うんですよ。そして、早く水道を布設してあげて、赤水問題を私は解消するのが先決ではないかと思うんです。あえて1,200で組んで、工事費を高くして、延長数を短くして、何年もかけるよりも、私は掘る深さを浅くして、長くつないで、早く終わらせるということが、私は一番いいと思うんですが、それをしたらば、起債を許可しないとかがいふことがあるんなら別ですけども、町長さん、何の問題もなければ60センチでもいいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、13番議員さんがおっしゃることごもっともだし、私どもも逆に申しますならば、道の真ん中じゃなくても、側溝の横で十分じゃないかと、地域的には、そのような判断もするところも事実でございますけども、1,200というのは、何らかの形が基本があったらと思うんですよね。もともと。誰が1,200に決めたかと言われるとわかりませんが、全体的な高森町だけの問題じゃなく、いろんなところで1,200が必要という飲料水につきましては、1,200で埋設しなさい、それが必要ですよという何か基準があったらと思うんですよ。高森町が独自で、勝手に1,200を決めたわけじゃないと。

それと、今、本当におっしゃいますように、土木費について、金銭的なことはメーターあたりいくらかかるかわかりませんが、やはり、ルールのある中において、野尻地区はオール600でいけば600掘ると、U字溝ならU字溝の横を通すと、いろんな方策があらうかと思えますけども、それを決めるには、一つの道路法といいますか、そういうものも一つの基本として進めていかなければならないと。この道路1,200というのは、私が思うには、道を横断する、真横に掘るのが確か1,200ぐらい必要だろうと、そのような感覚を持ちましたけども、それと、今、道路を改良するには、掘り返していくのに、下の路盤を入れ替える、いろんなものがありますけども、深さがそういうふうになっているんじゃないかな

と。だから、その下に水道管は入っていないさいということだろうと思います。ちょっとはつきりわかりませんよ。どっちがいいか。それは一番いいのは、安く上がって、早く経済的にも効果があって、何ら問題がなければ、それが一番ベターなやり方だと思いますけども、その中の今道路法というのがあれば、当然、それもしていく時には尊重せにゃいかんかなと、そのように思っております。

大事な意見でございますから、今後も十分検討を加えながら、道路法もありますし、野尻地区は県道も一部ございます。県道8号線ですか、県道8号線の中も通りますから、その辺も十分考慮しながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 野尻地区の農業用水ならば、私は若干の赤水が出て、それほど問題点はないと思うんですが、日常生活で使っておる生活用水ですからこそ、私はより早く、この水道管の布設を終了させるためには、60センチの方が早く終わるんじゃないかなと思って言っているわけで、ただ道路法でも私は1,200と限定はしていなかったと思うんですね。私が見たところ。1,200と限定してありましたかね。概ね1,200ぐらいじゃなかったかな。どうだったかなと思うんですが、じゃあ、その1,200ということであるならば、道路の下を通さなければいい話ですね。そういうふうにも設計すればできないことはないと思うんですよ。要するに、野尻地区の皆さん方、全部集めて、なるべく早く終わらせたいと。ですから、皆さんの家の前、玄関の前を全部掘らせてくださいとか言ってから、60センチで掘れば早く終わることで、また、それをもし、60センチで掘って、県がいかなとも言ったならば、その中で、今、町長が言われたとおり、後ほど、掘削して、また舗装道路をし直すって、未だかつて県道の五ヶ瀬・竹田線すら手をつけていないところがわざわざ舗装道路を掘削して、上からまた舗装し直すなんていうのは、ここ10年以内であるはずがない。おそらく水道管が痛むか、道が痛むか、人間がいなくなるか、どっちが先かわからないぐらい先の話ですよ。それなのに、あえて1,200という必要は私はないと思う。町道については60センチで私は結構だと思う。ですから、その辺については、道路法の解釈をどのようにするか、なるべく早く水道管を布設してしまっ、野尻の皆さん方が早くいい水が飲めるようにしてやらなければならないと思いますから、その点について、十分な協議と十分な県に対する会話をさせていただいて、要望をさせていただいて、早期の完成をお願いをいたしておきます。よろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、建設経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

議案第49号 高森町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第49号、高森町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、高森町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第3 休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日14日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、明日14日は休会とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午前11時24分

6 月 1 5 日 (木)

(第 3 日)

平成18年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成18年6月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
5番	甲斐直三	1 国道325号の山都町管内を阿蘇地域振興局に求める件について	① 道路愛護（草切りのおくれ） 冬季時の除雪作業の対応の不安 ② 県に強く要望をしていただきたい
6番	野中謙三	1 町村交流の考え方	① 交流事業による効果を求める施策について ② 住民交流、視察研修、勉強会による後継者育成策の考え方について
		2 町職員の研修勉強会のあり方	① 地域の独自性を求める現代において、職員からの知恵を求める事も重要である。今後の検討策は？ ② 「育てる」行政への取り組みは？
13番	佐伯金也	1 税源移譲に伴う県と町の財源支援事業の今後はどうなる	① 財政の厳しいのは県も町も同様であるが、今回の税源移譲では町村県民税のアップで県も少なからず恩恵を受ける。窓口である町村に対して県はどのような支援をするのか。例えば、未改修県道などの計画はどのように変化していくのか。

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

2 番	白石博昭君	3 番	山室克尋君
4 番	山村將護君	5 番	甲斐直三君
6 番	野中謙三君	7 番	本田生一君
8 番	甲斐廣國君	9 番	後藤和昭君
10 番	甲斐正一君	11 番	相馬俊行君
12 番	三森義高君	13 番	佐伯金也君
14 番	後藤英範君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 番 宇藤敬君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 長尾和博君 議会事務局次長 古庄良一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

1番 宇藤 敬君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） おはようございます。5番 甲斐直三でございます。

今日、この一般質問に当たりまして、この機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

私は、この一般質問の通告書の事項に基づきまして、多少ずれはあるかとは存じますが、その点をご理解いただきまして、よろしく願いをいたします。

私は、いくつかの質問事項を上げてまいりましたが、資料不足のために、1項目だけのみとさせていただきますので、町長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

本町におきましても、国道265号線、また、国道325号線バイパスと、旧道と3本の主要幹線が走っておりまして、言うまでもなく、観光路線、また、生活路線としての本町にとって、整備路線であります。また、325号線は、宮崎県、大分県のつながりもございまして、草部野尻地域の経済の効果は、この国道325号線にありと言っても過言ではないと思っております。

その国道が、昨年12月から今年の2月にかけて、町村合併に伴い、この路線が上益城地域振興局土木課ということに移ったということでございます。

旧蘇陽町、現在の山都町でございます。この管内に、約7キロぐらいの間に、少し、変化が生じております。と言いますのも、昨年12月から今年2月ごろま

での積雪と、また凍結によりまして、対応の遅れから、大変、不安な事態を起こしまして、交通の方も渋滞をし、また、その周辺におきまして、転落事故等もございまして、草部野尻住民の方々に大変に交通の不便をおかけしたわけでございます。

何と言いましても、この路線は、合併の前から言いましても、スムーズな通行ができておったにも関わらず、今度の対応の遅れから、経済の効果に弊害をもたらしたのも確かでございます。町ご当局の方でもご存じだと思っておりますが、その点について住民の方から強い要望がございまして、我々個人個人で警察あるいは地方振興局の方に申しまして、対応がなかなかできないので、本町から一度、強い要望をしていただけないかという声もございまして、あえて、今日、この質問の中で出させていただいたわけでございます。

この件につきましても、町長さんご存じだと思っております。その方から入りたいと思いますので、町長さん、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、5番議員さんのご質問がございましたが、私も朝夕通る路線でございますし、私どもの町の主要道路、メイン道路の一つであろうかと思っております。去年の12月から2月ごろまで大変な積雪でございまして、大変ご苦労があったんじゃないかなということもよく存じておりますし、凍結防止等の散布状況も全体的に品不足ということで、大変各地域にご苦労があつてございます。

それと、今おっしゃいましたのは、325号の方の高森峠信号機から大橋の方にかかっている区間ではなかなかなと思います。そのことにつきましては、幾度となく、阿蘇の振興局の方にもまいりまして、うちの建設課長も連れて行って、いろいろな打ち合わせをしてまいりました。できるものなら、草切り除草は別にいたしましても、積雪の期間だけは、高森町の方の業者の方々に一番詳しい方々にしていただくのが、一番ベターなやり方ではないかということをお願いをいたしましたところ、それが一番いいだろうということで、振興局長、また、土木部長も真剣に取り組んでいただきました。その分、上益城の方の振興局の方からもよろしく願いしますということでございましたけども、やはり、何せ、予算を組むと、お金がかかることでございます。なかなかそう簡単に上益城の地域振興局から阿蘇の振興局にさっとお金を流すというのは、なかなか一つの県の中でも難しい分があるというふうにお聞きをいたしました。

それでは、私どもの地元は大変困りますということでございましたけども、今

回、おかげさまでと言いますか、上益城郡の方からも内容につきましては、建設課長が答弁いたしますけれども、いい返事と申しますか、皆様方に、地域の方々にご迷惑をかけないように、精いっぱい努力するというふうな返事でした。

内容につきましては、建設課長の方から答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） ご質問の件ですが、今、町長が申し上げましたとおり、再三にわたって、阿蘇振興局の方にはお願いに上がっております。また、上益城振興局の方にも、私とうちの担当の方と一緒に3回ほど、お邪魔させていただいて、この内容については、十分申し上げておるつもりでございます。

振興局の意見の中で出ましたのが、上益城の方につきましては、業務について、不慣れな部分が多々あったということは認めます。従来、1業者に委託していた除雪作業を、今後は、3業者に分割委託をして、除雪作業が遅れないよう、また、除草作業等もスムーズにいくようにということで、取り扱いを変えてみたいということで、ご返答をいただいております。

それから、上益城から阿蘇振興局の方に移管はできないのかというあたりも、十分、振興局に申し上げましたが、道路法だけに止まらず、道路交通法等もありまして、振興局だけの問題じゃなく、警察署の問題もありまして、山都署、それと、高森署との管轄もありますので、そのあたりを十分協議して進めていかなければなりませんので、時間を多少、費やしますが、そのあたりから進めてまいりたいというようなことでの話もいただいております。

ですから、そのあたりを踏まえまして、今後、要望等には十分時間をかけて、うちとしましては、1回でも多くの要望を進めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） ありがとうございます。

ところで、このバイパス開通以来、交通量も大変多うございます。多うございませと、私達はそういう形で見ているわけでございますけれども、年に1回、交通量調査ということが行われております。これは、県下一斉だろうと思っておりますけれども、その点について、お伺いをしたいと思っております。

今の高森峠の三差路のところ、325号に入りましたところに、空き地がございます。そこで、交通量調査をされておったと、私は見ております。それと、1カ所

は、永野原地区のちょうど農免道路に入るあの広いところでされておりました。これも、必ず、調査の後には、各市町村の方にも連絡があつておると思っております。今まで私達もそれに対して、その量を聞いて、それから、各地域の安全協会等々にも申し上げた経過がございます。昨年の交通量を調べられました報告が本町の方に入っておりますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） うちの方には、まだ、17年度の交通量調査の結果が出ておりませんので、振興局の方に問い合わせましたところ、まだ、阿蘇振興局の方にも調査結果の集計状況というのは、まだ届いていないということでの返答があつております。わかり次第、早急にお届けいたしますということでございました。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） すみません、じゃあ、後ほど、それが出ましたら、お願いいたします。

現在の三差路の方から300メートルほど入りますと、大きな電子掲示板がございます。これが、今でも段差があると、交通される方は注意をして徐行して走ってくれという、今でもあります。その前には、積雪のためにチェーン規制ということが、2月、3月ごろまで、そのままずっと掲げてありました。今は、段差があるから徐行して気を付けて行ってくれというのが今でもあります。おそらく、これは去年から2月にかけて、あの周辺が何百メートルか舗装工事があつております。そのためのあれは、注意事項の標識ではないかと思っております。他県の車、また、観光地、高千穂方面に行かれます車は、あの標識を真に受けて、徐行されております。しかし、ここは段がないからという方はどんどん追い越し車線をどんどん走って行かれております。ある程度行きますと、この段差がなかったということをやっぱり気がつかれまして、おそらくいい気持ちはしないだろうということでございます。今でも、掲げてございます。段差があるということ。段差はありません。これはもう6月でございますので、2カ月そのままの状態と。その前はチェーン規制ということでした。

ちょっとまたさかのぼりますけど、チェーン規制といつても、その時点から雪がないのに、チェーン規制でしょう。そうすると、今見てみますと、休憩場所、それから、チェーンの脱着場所なんか、今、ガードレールで全部封鎖してあります。どこで、チェーンを付けたり外したりするのか、その道路で大型のトレーラーなんか、そのままの状態で行った場合が、今年はそういう経験がございまして、それで

チェーンをかけたり、スタットレスを付けても、通れないことがあって、相当の弊害を起している。その後に、そういうようなチェーン規制等が今はそういう形、段差ありとか、ということが掲示されている。

私も反対の方に、宮崎県から熊本県に入りますちょうど、県境の今のループ橋のところにありますので、昨日は私も用があって行っておりません。その前にちょっと行ってみましたら、あっちの方は書いていないわけですね。やはり、どうしても、これは上益城地域振興局の怠慢ではないかと、私はそう思うわけでございます。

ですから、併せまして、再度また、そういうことがないように、他県から観光にお見えになる方も、こういうところで、やはり何か、変な気持ちが働いているのではないかと、私も心配しているところでございますので、その点を付け加えまして、また、再度、要望していただきたいと思っております。

私は、この草切りということも加えております。奥阿蘇大橋から山へ何百メートルか、やはりガードレールから繁殖力の強い雑草がはみ出して、2車線が1車線のような状態になりまして、あの辺は相当事故なんかもあっております。地元の方達はそんなのはわかりますので、気を付けておりますけれども、やっぱり知らない方は、交通量も相当多くなっておりますので、事故があっても関わらず、警察署は山都警察署だと、高森の方からもお出でになりまして、やはり、あそこは管轄が違うということで、それと、阿蘇地域の土木課の職員の方達も私達ばかりじゃなく、他の方達も言われますけど、あの間は穴がほげてもそのまま通っていかれて、やはり、奥阿蘇から県境までの間しか見ていただけないという、こういうような県の無駄な、無駄といいますか、何かもったいないなというやり方をされておるといことで、やはり、高森町もこれだけ厳しい中で進めてやる中でも、県・国、考えてみますと、やはり分権ということは、こういうふうに来ているのかなと、私もそういう考えをするわけでございます。

どうか、そういう点も町の当局の方からお願いをしていただきたいと思っております。そういうわけで、この草切りの方にしても、やはり、高森町にも業者の方達もいらっしゃいます。今、仕事がない。今まで合併の前は、やはり、こちらの業者の方達が雇用ということで、従業員をつなぎのために、草を切ったり何かされておりました。それも私達見ておりますけど、去年の秋ですか、秋に一回、山都町の業者の方がおられまして、1回だけ草を切られました。盆過ぎでございましたか。高森の方は、阿蘇振興局の方で年2回されます。1回で終わりますので、どうしても、前後は立派にされても、あそこだけが1回で終わりますと、上っておるとい

状態でございますので、やはりどこでも最低2回は切っていただくといいということでございます。

その点もかねまして、再度、町長さん、お願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、5番議員さんの方から切実な訴えと思います。全く、私もそのとおりではないかと思っております。合併によりまして、本当に不規則な、今までは矢部土木事務所とございましたけれども、阿蘇の方に蘇陽町がついたかと思うと、こうやって、合併によりまして、また元の木阿弥に戻ったと、本当に変な改革になっております。まだまだ農協にいたしましても阿蘇郡だし、森林組合にいたしましても阿蘇郡だし、本当にどのようにして、この行政改革をなされているのかなど、そのようにも心配をいたしているところでもございます。

今、甲斐直三議員の切実な訴えのように、本当に草一つにいたしましても、年に1回。これ、一つ思いますには、県の指導、あそこは国道でございまして、なかなか私達が思うように管理ができていない。また、国道管理、県道管理につきましては、各地域の振興局の方で管理をなされるということでございます。

やはり、私どもはただただ、何とか、スムーズな交通ができる、また、事故等も起きないような、そのような施策、また、それをお願いしていく以外に今のところはないのが、現状でございます。

今、お話をお聞きいたしまして、再度、また、振興局の方にも強く要望しながら、今後、皆様方の交通事故防止、そういうものを含めまして、地域のメイン道路でございますから、強く要望してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） ご返答いただきまして、この件に関しまして、少しは安心をしたという感じがいたします。

本日は、南阿蘇地区の交通安全協会の総会がございまして、機会がありますならば、この件につきまして、申したいと私、思っているところでございます。

また、今日、私達の周りでございますけれども、草部南部支部協会の広報誌ができましたので、是非、甲斐議員の方から各課の方に配布をしてきて、後からご意見を聞きたいということでございますので、どうか、ご愛読していただければ幸いです。どうぞ、よろしく願いいたします。

この今言いました草部支部の安全協会が、今、奥阿蘇のこちらの手前のカーブの

ところに茂っている草なんかのところに、試験的にラウンドアップですか、まいておられます。1カ月前でございましたので、その効果が出ておられます。大変、これもいいなということで、今朝もちょっと支部長と話をしてまいりましたところですが、ゆくゆくは、町道の主なところも草切りもできない状態になると思います。どうか、そういう形の薬で、根殺しをやれば、ある程度の茂みなんかはなくなるんじゃないかということ、今日は、そういう形でお話しされて、私も今朝そこを見てみましたら、試験的に10メートルちょっと散布してございます。枯れておられます。ぱんぱん草みたいなやつが、一番茂るやつでございますが、そんなのも全部、根っこが枯れておられますので、大変、車が通るのにはいいかなと思います。

そういうようなこともからめまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

今回、2点ほど、大きくご質問したいと思っております。

まず、第1点として、町村交流の考え方、さらに、町職員の研修、勉強会のあり方について、お伺いしたいと思っております。

先だって、5月24日から議会議員の研修ということで、長野県の姉妹都市ではございませんけども、長野県の高森町の方に視察研修に行かせていただきました。その折りに、長野県の信州高森町の方は、非常に執行部体制とも若々しくて、町長さんが49歳、収入役さんが53歳、助役さんが49歳、非常に若々しい町でございましたけども、その中であって、議会の研修の報告の方は、議会広報等でさせていただきますけども、その感想といたしまして、町長の方がどういった交流で学ばれたかをお聞きしたいと思っております。

ちなみに、今日は6月15日で調べてまいりましたところ、私達が行った松本市、最北端の方は松本市にお伺いしましたが、それよりもさらに北側の方が小林一茶の生まれた今の信濃町、ごく近所でございましたけども、小林一茶が生まれたのが、今日6月15日だそうでございます。その中に1つの句があって、「ともかくもあなたまかせの年の暮れ」、こういった句がございますけども、この年の暮れを町長にかえれば「ともかくもあなたまかせの高森町」と、こういった形になり

ますけども、こういった交流事業を通して、町長がどういったことを感想としてお持ちになられたかを、まずは1点として、お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員さんの質問にお答えを申し上げたいと思います。

今おっしゃいましたように、5月24日から25日にかけて、長野県高森町にお邪魔をいたしました。前町長さんが、友好団体、友好宣言ということで、平成9年だと思いますけども、本当に素晴らしい友好宣言をされておりますし、お互いに40周年記念ということで、交流をなされております。

その後、いろんな産業を含めた方々がお互いに研修、交流をなされたとお聞きいたしておりますし、その交流研修につきましては、その成果と申しますか、成果につきましては、ある程度、できているんじゃないかなと、そのように、私は思っております。

私自身は、長野県高森町に行きまして、議員の皆様方が1時間の予定が、2時間かかって、大変素晴らしい研修をなされました。私は、その間、高森町長の熊谷さんと一緒に、約2時間ほど一緒に町長室の方でお話をいたしました。先ほど申し上げましたように、大変若々しく、少し頭は薄くはなっておられましたけども、本当に素晴らしい町長さんの意見を拝聴したところでもございます。今、どのようなことをやっているかということは、私どもは管理者制度と申しましたけども、今やっておりますけども、長野県の方では、農事組合とか、いろんな元々の組織をつくって、がんばっておりますということでございました。私は、まず、一つ思いましたのは、長野県高森町とおっしゃらず、信州高森ですよと、新聞社の方が2社来ておいでになられましたけども、皆、信州高森はどうですかというご意見でございました。私は長野県高森と一生懸命思っておりましたものですから、信州というのは、聞き慣れた、本当に素晴らしい言葉だなと、本当に親しみやすい、何かしら、ちょっと寄ってみようかと、そのように聞いたところでもございます。

それから、帰ってきて、いろんなことを考えまして、これは、私達もただ南阿蘇の高森じゃ、これはいかんと、今から各地域でPRするにしましても、阿蘇高森と、南阿蘇村がありますから勘違いすると思いますから、これは阿蘇高森を一丁売ろうと、各議員さんの名刺の中にも、阿蘇高森と是非書いてほしいなど、そのような気持ちで帰ってきておりますし、また、今後、職員に指示をいたしておりますのを阿蘇高森とつくりなさいとしてございます。いかに後は、いろんなアイデアを入れて、各議員さんの思い思いの自分のアピールができるような、そのような名刺を

つくっていただければ、なおありがたいと、そのようにお願いをするところでもございます。

どうか、この阿蘇高森を南阿蘇高森じゃなくて、阿蘇高森一本で売ろうと、そのような気持ちでおります。今後、私もいろんな機会がありますたびに、たとえ結婚式に行っても、阿蘇高森ですよということを大いにPRして帰ろうと、そのように、考えているところでもございますし、それは、町の宣伝でございます。観光の一つの源になれば、またありがたいと思っておりますし、それとまた、熊谷町長さんは、私どもにおっしゃいましたのは、なかなか思うようにいっていないと、まだまだそんな営利と申しますか、成り立っていないのも現状であるということでもございましたし、どうしても、やっぱり議員さん、また、地域の方々の意見を基本にして、やはり、考えていかんことには、今後は、うまくいかんようになるんじゃないかと、そして、情報公開も精いっぱいやりなさいというアドバイスでございました。

議員さんもご存じのように、たまたま熊谷町長の信条と言いますか、心遣いで、わざわざ職員の方々を役場に集めていただきまして、あいさつをする機会をいただきまして、本当に自分の気持ちも来て良かったと、本当に歓迎をしていただいたなど、そのような気持ちで帰ってきたところでもございます。

また、もう一つの長和町ですかね、行きましたけども、これも、いろんな福祉の町長和ということでもございました。本当に傾斜の強い、山道でもございましたけども、足腰が強い、これはやっぱり山に住んでいる人の特権だろうなど、そのようなお話でもございました。やはり、この高齢化社会が目の前にあるということで、30数年前からその高齢者対策をやってきたというふうな、本当に私どもが今、思えば、気がついた時には、かなり遅うございますけども、長和町の福祉の方は、そのような行政ということで、また、役場の横には、町営の病院がありますし、本当に、自宅で養生しなさいと言いますか、入院じゃなくて、そういうことをやるように、一生懸命心がけている。そして、役場全体が福祉ということに、本当に熱を入れておられる。私どもが今、気がついた時には、もう本当に遅うございますけども、それでも、私どもの町はこれほどの高齢化社会でございますから、やはり、遅らばせながらも、やっていかなければならないと、そのように考えて帰ったところでもございます。本当に、私自身は、一つの他町村のまねではなく、やはり、うちの高森町にあった独自の改革、独自の高齢者対策、そのものについても、対応してまいらねばならないと、そのように考えて、帰ったところでもございます。どうか、

よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。自席から失礼いたします。

信州高森町、そういった名称でということ、そういうふうと呼んでいきたいと思っております。議会議員として、研修した中で、いろんな学ぶものはあったんですけども、一つは、もったいなかったなと、もったいないというか、一つのきっかけをつくりたいなと思ったことが一つございまして、やはり、職員間での交流、こういった部分を僕は、今後、積極的に、やはり取り入れていくべきではなかろうかなと思っておりました。幸いに、信州高森町の町長さんも、前向きにそれは是非とも交流を図りたいということでございましたので、できますならば、本当に職員間の交流ができるような施策して、町長、打ち出していただければと思っております。

それから、もう一つ、町長は、今、よそのまねではなくて、高森独自のやり方ということで、ご答弁ございましたけども、そもそも、私はまず、物事をマスターするには、僕はまねから入るものだと思っております。赤ちゃんが生まれた時に、最初に学ぶのは、おっぱいを飲む時の母親のやさしい笑顔ですね。目を見てからの笑顔。そのやさしい笑顔から安心感を覚え、その笑顔を見ることに慣れて、大きく成長するにつれて、周りの人の笑顔を見ることで、安心できる、高森町に置き換えますなら、住民全体の笑顔があれば、この町は大丈夫だと思えるような、そういった安心感をつくるための笑顔、元々はやはりまねからスタートしているんじゃないかなと思っております。

まねをすることで、そのまねをする対象に追いつき、さらに、それからがオリジナルに結びつくものだと思っておりますので、まずは、まねから学ぶ部分として、そういった研修を進めていただければいいかなと思っております。

次の質問に移りたいと思いますけども、そういった交流を進める中で、全体として、後継者の育成策、町長が今後、どういった考えのもとで進めていかれるのか、住民側の育成策の方として、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんのものまねでなく、一つの育っていく上には大変覚えることは大事なことはなかろうかなと、確かに、私もそのとおりかと思っております。なかなか、今、いろんな改革等もあっている中にマニュアルはつくってございますけども、このマニュアルが、私達の町に合うかどうかと、独自の発想も

今からまねしよっても始まりませんよという、今、高森町はご存じのように、特殊な地域でございます。海拔も550から850メートルもある。地域的には、人口が下には7割、土地が3割、峠を上りますと、土地が7割、人口は3割と、本当に稀に見るなかなか一緒に中だけで考えるような条件ではないとじゃなかろうかなと、そういう意味でも、町にマッチしたまねではなく、なかなかマニュアルどおりにいかん分は、独自のものを考えて、今後、やるべきじゃないかという意見でございましたから、それは、もう赤ちゃんが生まれて、おっぱい飲むと、それはそのとおりでございます。私も何ら異議はないわけでございますけども、そのあたりも、町の現状を考えていただければ、なおありがたいと、そのように思っておるところでもございます。

いろんな研修等につきましても、育成につきましても、住民交流、研修視察と、いろいろと今、6番議員さんのご意見でございますけども、今のところ、私どもがやっておりますのは、農業認定者の活動につきましても、全国大会、または、多良木町との意見交換会とか、また、県農業者組織会の代表の交流会、また、最近では、あさぎり町への研修視察も実施をされておるところでもございます。

高森町で主要産業であります農林業、商工業につきましても、それぞれの分野で研修が行われております。その一人一人が何をどのように受け止めて、また、自分達がどのように従事する産業に生かしていくのかは、なかなか私がこうだあだと言っても難しいものがあるかと思っております。

しかしながら、私が思いますには、やはりその人の自助努力が必要だと思っておりますし、後継者育成にいたしましても、地域の応援も当然、必要でございますけども、確実な技術、そして、技能を父から子へ、また、子から孫へと受け継いでいくのが必要であろうかと、何が今、町にできるかというのは、改めて、また、考え、今後も皆様方のご教示をいただきながら、努力してまいりたいと、そのように思っております。

農業者、本当に今一番苦しい、本当に大変な時期かと思っておりますけども、どのようにして、解決していくか、なかなか、町長一人の頭一つで考えてもなかなか解決策を見つけていないのが現状でございます。

今朝の新聞等を見ますと、また、県の方の組合にいたしましても、株式会社農業組合、または、いろんな機械等の組合をつくるとか、いっぱい、今日の朝刊にも載ってございましたけども、共同作業、いろんな機械を購入し1カ所に集めて皆でやろうと、一緒に田植えしようと、本当に考え方としては、何ともすばらしいことでご

ございますけども、なかなか行政が考えるほど、そういう協力体制、地域性、いろんなものがあるんじゃないかなと思うっております。

しかし、何と言いましても、私どもの基幹産業でございますから、何とか、側面からでも応援していくのは、私もそのように全く同感でございます。今後もそのように努めていきたいと思っております。どうか、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

今日、ちょっと急いだような形で質問をどんどん行きますけども、1つは、人づくりということで、人材育成基金3,000万円ほどありましたけども、今現在が、その部分が今いくらになっているかも伺いたいと思っております。

さらに、そういった部分で、町がやることは、中身の問題じゃなくて、側面から最後の方に、今、町長がおっしゃられましたように、側面から応援する、その体制をきちっと作りあげておくことだと思います。

いわゆる材料をきちっと提供して、研修したい、あるいは人材育成したいという、そういった機関に対して、積極的にアプローチをかけて、その人材育成基金の部分を利用していただく、貯めとくだけが能じゃなくて、将来の財源確保ということで、その育成策というのが、僕は非常に重要になるものだと思います。

ちなみに、町長が町長就任以来、8つの項目を提案されております。その中で、トータル的に考えてみますならば、財源確保、自主財源確保が一番大事であると、何度も繰り返しておっしゃられております。文言としては、人材育成という部分は全く入っておりませんでしたけども、しかしながら、将来的な財源確保という意味からすれば、その人材を育成して、将来の高森町に備えるというのが、一番大事ではなかろうかと思っておりますので、その人材育成基金という名称ではなかったんですけども、名前はちょっとど忘れしました。その部分について、やはりきちっと人材育成のために使いますよという、丁寧な使い方、その部分を示していただければと思いますので、その答弁の方、よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

先ほどの基金の名称でございますけれども、ふるさとづくり基金でございます。これは、当然、議員ご存じのように、人材育成部分も含まれておまして、平成17年度末で3,392万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

町長の方に答弁をお願いしたいんですけども、その後について、そういった使い方、そういった部分をしていくような考えがあるかどうかをお聞きしたいと思いますので。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、金額につきましては、担当課長が申し上げました。この前から、各議員さんの方からも基金のあり方について、どのようにするかというのは、十分ご質問を受けながら、できるものなら、1つにまとめてとか、いろんな基金として、もう利用価値と申しますか、時代遅れと申しますか、そのような基金もあるんじゃないかなというふうな意見も十分拝聴しております。

再度、この人材育成、これはきっとモンタナとか、いろんなところに行くためのそういう1つの利用するための基金のように、私も議員時代は、そのように考えたところでもございましたけども、人材育成と、使える部分があれば、今後も、今から何と言いましても、人づくりが大事でございますから、やはり、学校教育、子どもさん方、また、いろんな青年の方々、いろんなそういう面に関しましても、利用ができるような方策を考えたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ふるさと基金、大きなメインは、1億円の残りの3,000万円を基金にしているんですから、あくまで、やはり自主財源のために、人材育成のために使いなさいというのが、本筋でございます。使い切っても、人が育てば、それで返ってくる、2倍にもなって返ってくるようなものですから、是非とも、そういう育成ができるような方策にかえて、ご呈示していただきたいと思います。

次の質問に移ります。次、同じような内容なんですけども、やはり、町役場の職員の方々、こういった方々もやはり、そういった研修が僕は大いに必要かと思っております。以前でしたら、そういった研修がいくつかさされておったと思っておりますけども、最近、財政的に非常に厳しいとか、そういった部分で、それぞれの研修費もカットされておりますし、ある意味、伸びる部分が伸びなくなるんじゃないかなというふうな危惧をしている次第でございますので、その辺について、職員の皆様の研修体制、あるいはテーマを持った勉強会、そういった部分のやり方について、町長のお考えをまず、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 職員の方を、育てるということかと、思っておりますけども、私も各課においては、それぞれ担当しておりますことごとに、研修会、講習会が行われる時には、それに出席するように、現状を踏まえた取り組みをしたいと思っておりますし、できる限り、研修会出席をして職員が十分に自分達の課に周知徹底できるような、そのようなことをするようにということで、今、指導もいたしているところでございます。

また、最近では、職員の中央研修等につきましても、出席状況につきましては、自治大学にも4名、国際文化研修、岐阜県に1名、市町村中央研修アカデミーにも8名、熊本県町村会研修に23名、広域事務組合の研修会にも29名、熊本県人事交流も4名、その他、いろいろなものにつきまして、多く職員を派遣いたしているところでもございます。また、今月6月24日から30日まで約1週間、熊本県町村会主催によります海外研修事業ということで、農林振興課の植田雄亮君を輸入における農畜産物の現状視察ということで、研修に出すようにいたしております。今、若い者でございまして、きっと今後、大きく役立てると、そのようなことも期待しながら、今回、やろうと思っております。

私も先ほど申しましたように、何分にも人づくりが一番大事なことだろうと認識もしておりますし、今後も一人間として、また、公僕として、研鑽をしていただきまして、いろんな会議に出席しながら、また、いろんな機会に出席し、そして、職員のお互いの研修の場となるように、研修の場をつくっていくように、今後も努力してまいりたいと思っております。

町の方も、本当に改革によりまして、職員も平成19年からいろいろなものに対応していくわけでございますけども、本当の意味での研修ができる、本当の意味での本人が勉強できる、そのような機会を多く見つけて、そういう場所を見つけて、できる限り、出席をするようにしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。

私の質問の内容がちょっとずれとったかもしれませんが、私が言う研修というのは、既存のそういった各課が持っている研修ではなくて、オリジナルで、いわゆる個性を育てるような研修ですね、いわゆる職場の活性化と意識改革を促すための、そういう自由な研修という部分、あるいは自由な交流がきちっと公費でできるような、車のハンドルで言うなら、遊びの部分とするような部分ですね。余裕がな

いと、なかなかせっぱ詰まった時にいいアイデアも浮かびませんし、そういった部分の研修という部分を考えてもらえないかという点でございます。

本来、地方公共団体というのは、住民のための施策を行って、その特質から競争という原理がなかなか失われてくるわけですね。民間企業では、常に競争の社会の中で営利を求めるとい団体ですので、それを町長の言う、民間手法、いわゆる株式会社高森町の中に位置付けるならば、もう少し、その部分の意識を植え付けていただけるならと、そういう気がいたしております。

特に、ややもすると、住民のための施策というのではなくて、町長のための施策としてやっているという部分があるかもしれませんし、職員の自主的な、自発的な努力を促す対策、そういう研修を取り入れていただけるならと思っておりますので、その点についても、お答え願いたいと思いますし、さらには、これからの時代というのは、町長をはじめ、三役管理職の皆様というのは、単に仕事を命ずるだけではなくて、職員の能力、やる気、そして、特に、創造力とか、知恵、それを掘り起こすことが、最も大事な部分ではなかろうかと思っております。その辺に十二分に配慮していただくような研修のあり方、そうすることによって、地方の独自性というのが求められている現在において、その職員の方々からのたくさんの知恵が求められるような気がいたしますので、再度、町長にそういった研修のあり方について、お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 職員さんのいろんな考え方、職員さんの知恵を求める、当然、その知恵を出し切っていただいて、それをまとめて、精いっぱい活用していくのが、私の役目かと、そのように思っているところでもございます。

私も就任当初から、職員の皆さんの意見を十分聞くと、そして、地域の皆さんの意見も聞くと、必ず、耳を傾けて、できることからやろうと、そして、私自身も相手にも声をかけ、多方面にわたりまして、お聞きしながら、本当にすばらしい意見だということになれば、忠実に守っていきこうと、精いっぱい、それに努めるのが、私の努めかと、そのように思っておりますし、今現在もできる限り、相手が声が出ないなら、こちらの方からできる限り声をかけて、少しでも一歩でも二歩でも、行政がスムーズにいくような、そのような知恵を出し切っていただくように、今、努力をいたしているところでもございます。

私どもも、毎月2回以上は課長会議等も開いておりますし、その周知徹底、そして、各課に必要な協議事項を投げかけ、検討をしておるところでもございます。私

から左右ということではなく、その課にどういうことが一番いいのか、その課で考えてきてくださいと、そのような手法をとっております。こちらから決めて、こうですよということは言わないように、必ず、一つ一つを出して、そして、一番いいやつをやろうと、そのような方法で、今、内部的なものは、私自身は行っているつもりでございますし、今、6番議員さんの意見のように、行政を運営する上では、一番大事な、そしてまた、重要なことであろうかと思っております。今後も今以上に、各職員の声を聞き、また、地域の皆さんの声、意見を聞きながら、今後も、この町行財政に携わっていく者として、十分配慮しながら、役立てていきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） なかなか研修についての部分が、僕のしゃべり方が下手なのか、伝わっていない部分も確かにございます。あえて、ちょっとここで提案をさせていただきます。例えば、昨日、眠いけど、一生懸命がんばって考えてきました。活性化のために何をしていくか、大きく4つ考えてきました。

まず、第1に、創意工夫の意識改革、現在、事業別の縦割り組織になっている役場の組織ですけれども、その横の連携を図るプロジェクトチーム、それが今後はグループ制、そういった部分にもつながろうかとは思いますが、そういった横の連携を図るプロジェクトチームをつかって、セクショズムを払拭し、そういった旧態依然とした部分の改革を求める、そういった考えが必要であるというのが、第1点。

それと、第2番目として、小集団グループ活動、いわゆるよく民間企業で見られるパターンではございますけれども、小集団を組織して、役場内に抱える問題点、課題、行政サービスの向上、事務処理方法の改善など、そういった問題点を提出し合って、話し合いをもとに解決していくという、あるいは、前例踏襲といいますか、前例にこだわらず、新しいのをつくり出すという、そういった小グループでの勉強会、そういったのを取り入れていただけるならと。

次に、3番目に、提案制度の活用、職場の活性化というのは、単に、職員が上司の命令に従うという上意下達の方法ではなくて、逆に、一方通行ではなくて、下意上達と言いますかね、相方向、両方からそういった意見の出し合いができるような、あるいは、政策的な論議ができるような、旧態依然とした上意下達の方法ではなかなか若い者も意見が言いにくいという部分がございますので、その辺も改良していただけるなら。

さらに、4番目として、一番大事な統一した目標、理念の設定というのをきちっと図るということ、いわゆる共通認識の上で、物事を進めないことには、なかなか物事がうまくいきません。例えて申し上げますならば、この間、産交跡地にできました交流センター、せっかく建てていただいたにも関わらず、あそこで目立った事業したから使っているというわけではございませんけども、なかなかその目的にはまだまだ達していないし、事業もまだ途中でございますので、一概には言えないと思いますけども、他の課に聞けば、あれは何に使うか全くわからないとか、そういった部分も聞こえないこともない。さらには、何か使ってくださいと言われても、さて、最初からかたつらんから、何に使っていいかわからないという部分の声も聞こえてまいります。つまりは、共通認識が役場内でできていなかったという点だろうと思います。

私は、この4つの点の一つ、提案させていただきますけども、こういった部分に関しまして、町長のそういったいわゆる研修をする中で、こういう部分の活用法について、お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員さんの方からも4つの提案と申しますか、内容について、お話がございました。先日来より、各議員さんの方にもお示しをしましたように、集中改革プランということで、今、内部につきまして、平成19年度からの分を職員の中から委員が出て、検討委員会というのをつくって、今やっておるところでもございます。今後、町の組織をどのようにして見直すのか、高森町の住民のニーズに応えられるような、独自の組織、そのようなものをするようにということで、指示をいたしたところでもございます。

今後、各委員会をつくってございますから、その委員会の今後の検討、また、今後の結論を見ていこうと、そのように現在、思っておるところでもございます。やはり、今、高森町の観光拠点センターができましたけども、あれも、皆さんもご存じのように、風と森の会ということで、平成13年から約5年ほどかかって、いろんな案を集中的にやってきたところでもございます。本当に約40名の、各地域から選出された方々が選ばれて討論をなされ、何が一番いいかということで、現在のものに至ったのだらうと、私は考えております。

もう議員さんもご存じのように、県立大学の方からも来て、いろんなものをもっと立体的につくって、眺めてみたりと、いろんなこと、芋田楽で歓迎をしたりとか、皆さんもご存じのとおりかと思っております。

また、今、交流センターの中におきましても、やはり、5年かかって、結論が出て、あるいは、1つのただ観光だけの目的ではなく、1つの避難場所と、町の中央には、避難場所が1個もございません。人が集まるところもございません。近くには、住宅も旭A団地、病院もございます。いろいろなものがございますけども、避難場所さえ1つもないと、そのようなことも含まれまして、結論が出たものだろうと思っておりますし、また、場所的におきましては、歩道にいたしましても、きっと高齢者の方々が身体を痛めないように、足を痛めないように、膝を痛めないように、足首を痛めないように、そういう方法で今されたところでもございます。きっとあの周囲を散策していただければ、きっといい結果が出るんじゃないかなと、まだまだ、今、開発途中と申しますか、改良途中でございますから、今からまちづくり交付金等を精いっぱい利用しながら、進めていくわけでございますけども、今後の利用価値、また、今、観光交流センターバス停にも利用してございますし、バス停も高齢者の人が病院に行つて、気分が悪うなつたら、長うなつて、寝てもいいように、そのような広い雰囲気でも、つくつてございます。また、隣にはそのまま入つていいように、この前はバード・カービングをやりました。今は、ひょうたんをしております。その奥には、この前、堀江さんの絵本をかけた。そして、また、せつかく、高森町は、大阿蘇絵画展というのが、長年にわたつてやつてございます。その絵も高森町役場には、すごい量がなおしてございます。本当に、今までなんでなおしてあつたらうかなというような品物が十分ございます。これも、絵の方の協会の松田さんという方が会長でございまして、その方々をお願いをし、また、展示するものは選んでいただき、そして、3カ月に1回ぐらいは、絵を替えて、1つの文化の拠点、十分目的を達せるところだろうと、そのように思っておりますし、それと健康も含んでしていけると、芝植えて何するかという人もおりますけども、なら、コンクリうつて何するですかと、そういう理屈は、何でもそうですけども、できあがつてみれば、それはいろいろとけちをつければ、それはもう、何であがんとこに木ば植えるかとか、この山の中にすばらしい木が植わつてると、何であぎゃんとこに木ば植えるですかという意見もございます。何で自分方には植木やら植えるですか。松の木なんて皆植えてあります。何でも言うなら、それはきりがなかですから、どうか、その痛みをです、何の目的で、交流センターができたのか。そして、どういう方々がいろいろなものを精いっぱい、各5年もかかって考え集めた知恵ですから、そこ辺をどうか、理解をしていただきたいと。私達はそぎゃんとはかたつとらんで、それを私に言われたつて、どうもこうも、私が

人選して、一人一人選んだわけでもございませんし、その辺は、やっぱり本当の意味で、改革、本当に今おっしゃいましたように、改革、とても耳障りのいい改革とはえらい聞こえがよろしゅうございます。そぎゃん改革なら早うできておると思うんですよ。そして、生きていく以上は、やっぱり皆さんの意見を聞き、そして、何が一番大事かというのが、今現在は、観光交流センターが一番ベターだったということでございますから、どうか、理解をいただきまして、議員の先生方もいっぱい利用して、いろんな方向性を持って、宣伝をしていただきたいと思います。

ただただ、バスを止める、ただ、風鎮祭をすとか、新酒祭をすなど、そういう目的でつくっているわけではございませんので、いろんな面を大いに逆にPRをしてほしいと思います。まだまだ、地域の方々に周知徹底していないのが情けないと言いますか、私達の力不足かと思えます。今後も地域の方々に末端まで理解ができるように、どういう意味か理解ができるように、今から宣伝と言いますか、PRをしてまいりたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 交流センターの詳細については、伺ったつもりはございませんでしたので、町長の方からどンドンお話をされましてもですね。せっかく傍聴に来ていただいておりますので、交流センターの中身の部分が一部分わかれたかなとは思っています。

要は、そういう共通認識を持った上でやるべきですよという部分、さらには、前回の質問の時に、例えば、交流センターでしたら、観光協会の方にお任せしてありますというふうな答弁でした。しかし、今日は、森と風の会の方で十分考えていかれるようなニュアンスになりますので、やはり、その辺がちょっと心配かなと思えますので、もう少しはっきりとした柱を早く打ち出していただきたいと思います。

本来の質問に戻りたいと思えます。最後の質問になりますけども、育てる行政ということで、やはり、政治というのは、単発で4年ごとに終わるものではなくて、ある面、4年ごとに終わる部分もございまして、やはり積み重ね、歴史の積み重ねがやはり高森町の特色をつくりだすものだと思っております。そういった意味では、少しずつの積み上げで、育てる行政の取り組みというのが、私は、先ほどから、最初からちょっとご質問させていただいておりますけども、人材の育成というのが、一番大事な部分ではなからうかと思っております。赤ちゃんを育てる、あるいは、子どもを育てる、人間を育てる、そして、地域を育てる、町を育てると、や

はりすべてを育てるというのに共通しているというのは、ちょっとしゃれた言葉になりますけども、愛情と、あとは継続と根気、さらには、目標設定、僕は、これが育てる部分の柱だと思います。

その中であって、せっかく、交流センターがある、あの広場の中で、私は、町長にこれもご提案として申し上げたいんですけども、やはり、住民のモニター制度みたいなのをつくっていただいて、経費がかかるかからんの云々ではなくて、自由に町に対する事業に対するご意見、あるいはいいことはいい、批判すべきことは批判する、そういった自由な発言ができるようなモニター制度を取り入れて、そして、住民の意識が少しでも高まるような、僕は、そういうモニター制度あたりも取り入れる必要があるんじゃないかなと思いますけども、最後の質問として、町長のそのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私も、今、6番議員さんがおっしゃいましたように、それは、本当にそのようなこと、あるべきだと思いますし、先ほど申しましたように、やはり、職員の声、地域の住民の方々の声、それを一番大事にしていく、尊重していくというのを、私自身は、考えておりますし、今現在もそのようなことを行っておりまして、今後もそのようにしていきたいと思っております。

モニター制度、いろんな制度につきましても、本当に議員さんの意見を十分集約しながら、また、行政の方でも声を聞きながら、がんばってまいりたいと思っております。

今、いろんな意見を聞きましたように、やはり楽しい、好き、うれしいと、そのようなまちづくりではなからうかなと思っておるところでございますし、やっぱり楽しいことがあれば、いろんな面に集中できますし、好きになれば、何でもかんでも知りたいし、知ってみたいし、いろんなものがあるんじゃないかなと思っております。うれしさを感じるならば、それもやってみると、なお一層うれしいこと、そして、続けていきたいと、そのような観光交流センターであってほしいと、そのように思っておりますし、今後も、今、モニター制度とおっしゃいましたけども、十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。ありがとうございます。

やはり、僕は、行政は常に育てるものだと、常に思っておりますので、できます

ならば、そういった人材の育成ということで、将来の財源確保になる大きな意味合いを持ちますので、是非とも進めていただきたいと思います。

最初に、小林一茶の句をご紹介しましたが、最後にもう1句「身の上の鐘と知りつつ夕涼み」、こういったのがございます。これ、僕も好きな句だったんですけども、身の上の鐘、すなわち、運命の鐘、この世の無常を告げる鐘というようなニュアンスであろうと思います。簡単に句の方、紹介しますなら、夏の暑い日に夕方、夕涼みして、何と気持ちいいんだろうこの夕涼みはと、生きているということがこんなにうれしくなってくるなど、そういったことを表している句で、遠くで鐘の音がぼーんと鳴ってきた。ああ、これがこの世の無常を告げる鐘の音かと、そして、その鐘の音を聞きながら、そこに住む住民が安心しておるとい部分です。これを町長に置き換えるならば、高森町の鐘を鳴らすのは、藤本町長、あなた一人しかいないわけです。町長は一人でございますので、どういった音色で鳴らすのか、どういったふうに感情をもたれて鳴らすのか、どういった夢を与えて鳴らすのか、これは、町長に期待してやまないものでございますので、今後とも住民の夢、人材育成について、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三の質問を終わります。

お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） はい、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時18分

再開 午前11時29分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） おはようございます。13番 佐伯でございます。

私が通告しております。一般質問の内容につきましては、税源移譲に伴う県と町の財源支援事業の今後はどうなるかということ、内容につきましては、事前にお配りしてありますとおり、読み上げますけれども、財政の厳しいのは、県も町も、また国も同様でございますけれども、今回の税源移譲、今議会で承認で出てまいりま

した専決、税制の改正でございましたが、町村県民税のアップがほとんどメインでございまして、それで、どこが一番恩恵を受けるのか、町民税も若干なりと上がってまいりますし、県民税についても、ほとんど上がってくるということになりますと、私は、税源移譲に伴って、国から3兆円の税源が、お金が各地方の方に流れると、そして、町村県民税も上がってくるということになると、誰が見ても、町村よりもやっぱり県の方が若干なりと恩恵を受けるのではないかなと思っております。

また、税金の徴収業務については、自動車税などについては、各金融機関の窓口や、近ごろは、デイリー等でも振込等ができるようでございますが、主に、やはり、地方の町村が納付書を配布し、地方の町村が徴収をして回る、そういうふうな仕組みでございますから、県の方としては、やはり徴収義務がそれだけ軽いわけでございますので、どうしてもやっぱり県の方に恩恵を受ける割合が高くなってくるとはのではないかなというふうに、今回の議案の提案をされた時、また、内容説明をされた時に痛感をしたわけでございます。

そういうふうな中において、高森町は、非常に広い町土を有しております。当然、その中には、かなりな長さの町道もありますけれども、国・県道もあるわけでございます。そして、その国・県道の対応についても、先ほど、5番議員さんの方からもご質問がありましたとおり、それぞれ地域に住んでいる方達は、その国・県道を生活の基盤として、また、経済の1つの盾として利用されておるわけでございますが、残念なことに、未だかつて、期成会等はございますけれども、なかなか姿としては見えていないし、実感として、各地域の皆さん方にも味わっていただいているのが、実情であると思えます。

今回の税源移譲、それぞれ町村県民税が一律に10%に上がってくる。今までは、200万円以下の場合については、町県民税については5%でございまして、700万円以下については10%、700万円超については13%、それが一律区分けをしないで10%になってくる。その中での課税の割合についても、やはり低所得者の方に何となく厚い課税対象ではないかなというふうに、この税法改正を見ますと、特に感じます。

そうする、やはり、今までは200万円以下の皆さん方については5%、県民税が2%であったのに対して、町民税は3%、それが一律10%になったことによって、町民税は6%、確かに倍増はいたしますけれども、県民税も4%に増えると、そして、700万円以下の場合については、県民税が2%であったのに対して、やはりそれも4%、町民税は8%でございましたけれども、6%に逆に2%下がる。

そして、700万円超については、県民税が3%だったのが、やっぱり1%上がって4%、町民税は10%入っていたのに対して、町民税は6%、4%下がってくる。やはり、そうなってくると、県の方がこの税源移譲に伴う恩恵というものは、受けるんじゃないかなと、そのように考えております。

ですから、2日目の質疑付託の際に、町長にもご質問しましたとおり、この税源移譲が本格的に稼働した場合における説明会等、県あたりとの会議の中で、その後の県の対応は、地方に対する対応は、どのような今から先の考えを持っているのかということ、いかに報告を受けましたかということをご質問申し上げました。

しかしながら、まだ、その内容については、今日、一般質問がございますから、その際に、再度、県との協議をしていただいて、今日の答弁にあてていただきたい。また、未改修県道についても、今後の計画は、この税源移譲に伴い、県の財政がある程度の弾力性を持つ、そうやってきた場合について、今後、どのような計画を持つか、そういうことについても、県と協議をして、本日、その答弁をいただきたいというふうに申し上げておりました。

そういうわけで、今日、一般質問、通告しております内容のとおりでございますので、それぞれ町長の方から、担当の方からは内容説明で結構でございますけれども、どうぞ、ご答弁よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 13番議員さんのご質問でございます。

いろんな税源移譲、三位一体改革の中で、どのような方策かと、大変、今、税の話をお聞きいたしますと、低所得者と申しますか、本当に厚く税がかかったように見受けられるところでもございます。

県の方のお話をお聞きいたしますと、プラスマイナスゼロになるんじゃないかなとか、そんなお話をまだ粗計算でございますから、内容的なものは、ちょっと私も理解しておりませんが、そのようなお話を聞いているところでございます。

来年度から税改正が行われるわけでございます。私も今、税務課の方にも来年度からどのような税になるのか、また、どのような負担、また、県の方にもどういったような優遇と申しますか、県の方がプラスになるのか、そのような計算をするように、計算をして出すようにということを指示をいたしましたところでもございます。

一番大事なものは、今、県がそれだけの恩恵を受けるといった意見でございます。やはり、私どもも一つの物事を考えますには、恩恵を受ける以上は、ある程度の見返

りがあっていいんじゃないかなと、単純な考え方を持てば、そのようになっております。

また、県道未改修分に関しても、私どもはまだまだ改修道路、危機管理道路と申しますか、本当に遅れてしまっている。今、考えてみますと、大分県の北側になりますと、もうほとんど道路等につきましても、荻町あたりは、ほとんど拡幅され、改良がなされておりますし、高千穂の東側に行きましても、また、津留の方に行きましても、本当に宮崎県側はかなり改良がなされておるところでもございます。本当に一番遅れているのは、熊本県ではなかろうかなと思っております。

ただ、県の方の財政基本方針の中で、財源不足圧縮、また残高の増額を招かないようにという財政体質の維持という方針がなされているところでもございます。厳しい財政状況や、国の地方財政改革の動向を踏まえながら、必要な社会資本投資は整備しつつ、また、地元の経済や雇用に与える影響も配慮しながら、今後も私どもの地方にとって、計画的な事業採択、また、重点的なかつ効果的な事業を実施していかなければならないと、そのように思っておるところでもございます。

今、1つの交付税につきましても、先日、13番議員さんにお話をいたしましたように、地方交付税、また、臨時財政特例債とか、これは、1つの交付税として、中に入るわけでございますけれども、やはり何と言いましても、今、基本的に、行財政サービス等、私どもが守っていく上に、地方の団体の安定的な財政運営に必要な欠かせない交付税を本年度も昨年同様、水準を堅持していただくように、今、陳情いたしましたところでもございますし、いろんな算定方法についても、いろんな思案ができてございます。

今、私どもがぱっと目にした範囲内でおりますならば、人口が8の、面積が2、または、人口が5の面積度合いが5とか、5対5とか、いろんな思案ができてございますけれども、まだまだ決定に至っておらないのも現状でございます。私どももこのインフラの遅れた部分をどうしても確保することと、そして、また町全体の今後の動向をやっていく上には、この交付税制度というのが絶対なくてはならないところでもございますし、今後も、この交付税制度を堅持していくように、また、今の状況であれば、どうしても所得税等につきましても、やはり、都市の方が優遇されるというのが現状かと思っております。何とか、先ほど、6番議員さんの方からも言われましたけれども、やはり自主財源を確保するためには、そういうものも含めまして、雇用の場とか、いろんなものを進めるように、今後も努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 先だって、ご連絡受けました内容につきまして、一部分ご紹介を申し上げます。竹田～五ヶ瀬線の道路改良状況を申しますと、熊本県側、改良率は17%、宮崎県側35.4%、大分県側66.2%というような状況になっております。

私どもも、未改修県道につきましては、現在、町内に県道10本抱えております。この分について、単県事業として行います内容につきましては、各町村に町村負担金というのが入っております。道路改良事業につきましては15%、美化側溝事業につきましても15%、舗装補修事業につきましては10%というような負担金がございます。財政並びに町長の方にも町の負担金の予算の確保というのは、できるだけ今後厳しくなりますが、県には未改修の県道が多いものですから、できるだけ負担金は予算をいただきたいということで、強く要望しているのが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 自席から質問させていただきますけれども、国も県も町村もそれぞれやっぱり財政厳しいのは当然のことである。ただ、今回の税源移譲というのは、3兆円の税源移譲を各地方の県知事あたりが、国に申し込み、そして、3兆円の税源移譲を今回、やっと国が本腰を上げて行うようになった。しかしながら、この3兆円を移譲したと言いますけれども、私は、直接は県の方に移譲してくる、した時に、県がまず自分達の財政を改善し、その後ということになりますと、やはり、地方というものは、県が立ち直るまで待つことができるのかできないのかという問題が、私は生じてくると思います。やはり、国が3兆円、各地方に税源移譲したと、その3兆円を県が速やかに地方の分もありますよと、各町村の分もありますよという形で、町村の方にそれぞれ補助金なり、また、負担金なり、また、県の支出金あたり、交付金あたりで、各町村に財政支援していただければ、結構ではございますけれども、やはり、ここ数年、県の行い、財政的な支援を見てみますと、国はちゃんと各省庁ごとに補助事業は存在をしておる。また、補助率もそれぞれ50%から55～56%あたりで存在はしているんです。ただ、県の補助金がつかない事業ということで、町村が非常に頭を痛めるわけで、通常は、県が15%とか、25%の県の補助金を追加して、国が55%の事業であっても80%、75%の事業にもって行って、そして、あとは町村の方の負担、起債等、一般財源等を使って、それぞれの事業を行っていく。それが、以前でございました。

ところが、ここ数年、そういうことがなくなってきた。だから、国の補助事業がなくなってきたかという、それは、ほとんどなくなっていないのが現状で、存在はしておるんですが、ただ、窓口である県がそれに対して、県の補助金をつけることができませんので、町村の方にその分の負担を強いる。そうすると、財政的に厳しい町村は、その県の方までの負担はすることができませんから、つついというふうな国の制度事業等について、待ったをかけざるを得ないというのが、現在の町村の状況である。

今回、3兆円の税源移譲をしたことによって、それぞれの県は、ある程度の収入を得てくるわけで、今までの国からやる補助金とか負担金とかとは違い、紐がつかない、要するに、全く県が自由に使っていて、そういうふうなお金でございますので、おそらく、私は県の考え次第では厳しい町村に対しては、ある程度の支援が可能になってくるんじゃないかなと思うわけですね。

そこで、今、建設課長も言われたとおり、じゃあ、高森町が持っている高森町の中にある未改修県道を例えに上げた時に、改修率がどのようになっているかということです。先ほど言われたとおり、大分県側、宮崎県側は、ある程度の改修を進めていらっしゃる。それも、大分県、宮崎県からすると、県庁所在地からかなりのキロ数を離れておる、高森町とそうは変わらない高齢化が進んだ地域に対しての未改修県道の改良工事であると思います。

ところが、じゃあ、熊本県はどうなるかというふうに見てみますと、誰が見てもおかしいような感じですね。熊本市を中心とした道路改良工事である。たまたま菊陽町に光の森ができた。そうすると、簡単にあそこの道が広がって、大きな道が光の森の方につながってってしまう。あそこの土地単価がいくらぐらいするものだろうかと思うんですが、おそらく、高森町の農地と比べれば、何十倍、おそらく、何百倍の平米単価、もしかしたら、坪単価だと思うんですが、坪単価であるんじゃないかなと思うんですけども、それだけの用地を購入してまで、そういうふうに予算はつき込んでいかれるわけですね。

ところが、このように、県庁所在地から40キロ、50キロ、60キロ、離れたところになってくると、そういうふうな事業が何年経っても、なかなか前に進まない。現在、町予算の中で、当初予算の中にもありますけれども、県道竹田～五ヶ瀬線の国道昇格の期成会とか、57号線の4車線化の期成会とか、それぞれある。それに助成金、負担金を出しておるんですね。しかしながら、未だかつて、それが本当に住民のもとに充実した形で見せていただけないということが、私は非常に残念

でなりません。

今回の税源移譲は、我々、農業地帯でもございますが、農業プラス観光地帯でもある、この高森町、阿蘇高森については、やっぱり中高年の皆さん方が、自然を満喫していただくために、自然を一生懸命残して、環境を良くしてやっておるわけで、今回の税源移譲の内容を見てもみますと、低所得者あたりに対してのアップ率というのが、結構高いわけですね。内容等を見てもみますと、介護保険も上がってくる、そして、町県民税も上がる、年金生活の方達も町県民税は上がってくるんですよ。そして、様々なところで、所得税の定率減税あたりも、将来的には、その控除をなくしてくる。

また、ここ、熊本県あたりでは、そうはかたっていないと思うんですが、損害保険控除というものを今までは申告の際に、建物保険、火災保険等については控除をしていた。ところが、今度からは、地震保険になった、地震保険に熊本県内の方達がそれぞれ主契約として、どの程度かたっていらっしゃるかなということ考えた時に、確かに、東海地震とか、関東大震災が起こるであろうとか言われる東京近郊については、地震保険というのがどんどん普及しておるから、地震保険控除というのを新たに創設する、損害保険と切り替えて地震保険に切り替えても、喜ぶ方は多数いらっしゃると思うんですが、ここ、熊本県等については、私は、まだまだ地震保険に対して、普及率はそんなに高いものではないと思います。しかしながら、そういうふうにして、今回は、税源移譲したことによって、所得税は少しは下げた。そして、町県民税を上げた。そして、それで帳尻を合わせた。

しかしながら、今後においては、そういうふうには、控除を減らしてきたり、所得税の定率減税をなくしたり、そうすることによって、3兆円、地方にやった分については、今後、国がまた、控除をなくすことによって、また、吸収するんですね。そうなってくると、末端におる住民は、町県民税は上がるわ、介護保険料は上がるわ、そして、所得税も上がるわ、上がるばかりなんですよ。そして、その恩恵を受けているのは、どうあっても、やっぱり県庁があるところあたりの周り、熊本県の場合は。

そうやってきた時に、じゃあ、阿蘇は世界遺産に登録しましょうとか、環境省あたりも国立公園内でどうだこうだ言っていますけれども、じゃあ、その分、この阿蘇に対して、高森に対して、今回の税源移譲に対して、県はどのように考えていますかということ。

肥後熊本を東京のあたりの人達に聞いて、地図帳持って行って、熊本、どこにあ

るかとも聞いても、そうはわからない。ただ、九州にあるというのはわかっている。しかし、阿蘇というのは、概ねわかる。やっぱり熊本のネームバリューよりも、阿蘇というブランド性の方が非常に高いんです。そうなってきた時に、なぜ、そういうふうな財政の支援策をとっていただけないのかというのが、非常に疑問があるわけで、町長あたりは、町村長会あたりにも参加するわけですから、やっぱり今後、高齢化が進む中において、早めにこういうようなタイミングの時に、私は、県に対して、実情を話し、県がすることと、県が言うことと、実際されておることのアンバランス性というものを唱えていただかんと、合併をしなかった高森町については、非常に厳しいものがある。合併しているところも、厳しいところがあると思いますが、合併していないところは、特に厳しい、そういうことがあると思う。地方交付税はどんどん減らしてくるんですね。そうなったら、頼るのは、県の交付金、県の支出金、補助金、助成金等を頼らざるを得ないわけで、それをどうされるかということ、やっぱり町長の方がどのように交渉していくかであるんじゃないかなと思うんですが、いかがお考えで、また、どういうふうな経過でございましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 13番議員さんのおっしゃるとおりでございます。国は、自分の負債を早く解決したい、県は県なりに自分の負債を早く解決して楽になりたいと、そのように順番に負債を自分のところから、早く解決するために、こういう改革がなされているということだろうと思っております。県自体も800億円を700億円にするとか、いろんな施策は結構してございますけども、やはり、私どもが一番末端などございまして、後は、お願いをする以外にない、お願いをしていく以外にない、ということかと思っております。

また、いろんな機会があるごとに、私を含めまして、各市町村長さん、機会あるごとに、いろんなアピールをしながら、やっておるわけでございますけども、なかなか思うように進んでいない。また、毎年ありますように、12月には、全国町村長大会、いろんな大会がございまして、その時も大きな道路財源、いろんな財源につきましても、大きくアピールをし、採択されておるわけでございますけども、なかなか自分達の考えのようにいっていないのが、現状かと思っております。

今は、ご存じのように、いろんな法律にいたしましても、何にいたしましても、格好良く、改革、改革で、押されてきます。ただただ、思いますには、末端は、仕事は増えて、お金はこないというのが、今の現状ではなかろうかなと、早い話が、

福祉にいたしましても、そうではなかろうかなと思っております。福祉関係いたしましても、いろんな昨日の新聞、テレビ等の報道がございましたように、70歳から74歳は所得ある方は、3%にしますよとか、また、75歳以上の人もとるとか、いろんな税が増やす、その中には、消費税自体も即増やさなければならない、そのような提案がなされておるのも現状でございます。

私どもがなかなか意見を述べる機会はあるかもしれませんが、ただ、機会があることに、地域振興局なり、また、県庁にも出向きまして、直接、お話をする、また、県議の方々にもお願いをしているのが現状でございます。なかなか一町村で、これだ、あれだと、というのは、なかなか思うようにいっていないのも現状です。

それとまた、先ほど13番議員が言われましたように、県がどのような恩恵を受けた、それをどのように戻すかということで、ちょっとお聞きしましたら、今のところはそういう対策はございませんという、そつない話でございました。ご報告をいたしておきます。

また、いろんな面に13番議員さんのお話をお聞きいたしますと、できるものなら、13番議員さんもう1段階上に上がっていただいて、そして、いろんな意見を、私どもが地方でどういうことに苦慮して、どうやっているのか、それを本当の意味でわかって、県に訴えてもらわんことには、私達が県議会に行って、意見を述べるというのはないわけでございます、なかなかその辺も意見として、私が左右というのなかなか私も返答に困りますけども、そういう意味を含めまして、恩恵を受ける一部でも、私どもの地方に回ってくるように、がんばっていただければ、ありがたいかなと、そのように、今の意見ではそのように思ったところでございます。どうのこうのというあれじゃなくて、本心言いまして、なかなか一町長がこうしてああしてと言って、なかなか国・県はそんなに簡単にいくものじゃないということが事実でございます。ただいかなから、黙っとって、寝たふりしとるじゃなく、できる限り、私は、先ほど言いましたように、先頭になってやるのが、私の役目と、お金がない時に、お金を見つけるのが、私の役目と自負をいたしておりますから、先頭になっているのも現状でございますから、ご理解をいただきますように、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、町長の方から問い合わせがありましたから、それ、最後の方で一応お答えはしたいと思うんですが、企画財政課長の方に、内容的な説明を

お伺いしたいと思うんですが、確かに、今、見た目は、税源移譲によって、国の収入は3兆円なり減ってくるわけです。しかしながら、今後、定率減税を減らしたり、小手先の工夫をすることによって、すぐ3兆円ぐらいの税収アップは国は可能なわけで、そうすると、ある程度、国の方の、国の借金も莫大ですから、そう簡単には減らないと思うんですが、しかしながら、国の改革も伴ってくれば、ある程度、国の財政も豊かになってくるんじゃないかな、余裕ができてくると思う。

当然、県の方もひも付きじゃないお金がどんどん入ってきますから、間違った政策を組まない限り、ある程度の改善はされてくると思いますが、高森町の地方交付税、やっぱり、今、町長が何度も言われておるとおり、地方交付税、うちはやっぱり町税が少ない、ある程度額の町税がないということになってくると、地方交付税に頼らざるを得ないわけですけども、地方交付税、今後、どう推移していくかと言っても、私も今まで財政ずっと見ておりますし、県・国が小手先でやっているだけだというふうにし解釈はしていませんから、わかりませんが、今度、地方交付税がどのように、おそらく推移していくのか、そうすることによって、現在、ある44、5億円の町の一般会計の予算、どのように削減をしていかなければならないか、いつも言っているのは、やっぱりハード事業を削らないと仕方がないだろうなと、少子化対策なり、高齢者対策というのは、存続させていかなければならないわけですから、そうなってくると思うんですね。やっぱり今回の税源移譲に伴う所得税あたり、町県民税あたりについても、見てみれば、ある程度の事業されている方達については、そうは横ばいで変わらないと思うんですが、今まで、町県民税について、そう関心のなかったお年寄り、ある程度の年金生活者の方については、驚かれるような金額が今から先、納付書として、おそらく配布されていくと思います。そうなってきた、また、病院に行ったら負担金が増えていたと、そして、年金を取りにいったなら、また年金額が減っていたというのが、今から先のお年寄りの驚かれる現状であると思うんですね。驚きが3つ続くわけですね。まず、町県民税が上がってくるから驚いた。そして、驚いたついでに病院に行ったら、個人負担金まで上がっていたと、驚いた。そうしたところが、年金を2カ月に1回ずつもらうところが、それが、また年金が減っていたから驚いたと、これは長生きさせないために、これだけいじめるんだらうかなというふうにも思うんですが、私達は先ほども言ったとおり、中高年の方達が快く余暇を楽しんでいただける環境があると、高森町は思います。そうなった時に、その方達がやっぱり財布の紐を締めてしまったら、じゃあ、どなた達がこの阿蘇高森に余暇を楽しみに来ていただける

んだらうかなという不安もあるわけです。

ですから、悪循環になる、要するに、町税は減るわけですね。そういうお客さん達が減ってくると、当然、こちらの方で観光事業している人達の事業税、要するに、所得税あたりも減ってくるから悪循環になる。そうなってくると、私達は地方交付税に頼らざるを得ないということになってしまうわけですが、その地方交付税、今後、こういうふうな税源移譲も踏まえた中で、県との協議の中で、どのように、県は応援していただけるのか、どのような形で推移していくのかということ、肌で感じられたれことがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） それでは、まず、交付税の今後の方向性という観点から申し上げますと、3つほどございます。一つは、首相の諮問機関であります経済財政諮問会議、通常ですと、国の国会の最終日あたりに出されておりましたが、今回は若干伸びるということで、骨太の方針というやつでございまして。その中で議論されておりますのは、交付税総額を削減すると、これが1点でございます。

それと、竹中総務大臣の私的な諮問機関であります21世紀ビジョン懇話会というのがございますが、その中では、交付税の一部を人口と面積によって配分すると、この配分については、実は、県の方から資料がまいておるわけでございますけれども、人口と面積に換算して、交付税を配分するということになりまして、高森町としては、若干の交付税の伸びが予想されます。

しかし、これは、面積の方にウエートを持っていきますと、当然、大都市の方から反対が出ますので、これがそのまま実現できるかという補償は何もございません。

それと、もう1つは、地方6団体で要請されております17年度並の交付税総額の堅持ということがございます。それで、私達も今年も18年度予算におきましても、交付税の試算をし、予算計上しておりますけれども、なかなか、今後の総額の確保を含めて、先が見えないというのが現状でございます。

そうなりますと、最終的には、予算の方を絞る形で調整してやっていかなければならんと、そこをどうするかといいますと、先ほど議員が言われましたように、普通建設事業でありますとか、今、3年前に行ないました補助金等の単独のそういった見直しでありますとか、いろんな分野があり、調整はしていかなければならぬだろうと、ただ、一方では、議員おっしゃいましたように、福祉関係につきましては、なかなかサービスの低下を招くようなことはできないという、かなり現状では

ジレンマに立たされている、先が見えないということで、そういう状況でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ありがとうございます。

今回の一般質問、非常にうちの町長以下、関係課長の方に質問をしても、大変酷な内容であるとは私も当初から思っておりました。

しかしながら、今まで、県は国に対して、東京中心の政治、また、財政運用をどうにか、地方に分散してくれというふうに言われて、今回の税源移譲であったわけですが、しかしながら、そう言っていた県が、県庁所在地を中心とした財政の支出をされておるということは、今まで、国がしていたことと同じことをまた、県がある程度の財源を確保することによって、より一層深めていくんじゃないかなという危惧がございます。

私達地方におる者、県庁所在地からやはり50キロなり離れておる地方の人間からすれば、この大都市圏である県庁所在地を生かしていく、この水についても、我々、阿蘇高森、また、阿蘇地域の皆さん達が環境を守って、また木を切れば、植林をして、そして、その伏流水で熊本市にきれいな水が流れる、そういうことによって、熊本市で人が生活ができると、その因果関係というものを十分理解していただければ、もしかしたら、今までどおりに県庁所在地中心の財政の支出ではなくて、地方の方にある程度厚くしていただけることを考えていらっしゃるんじゃないかなということを、町長の方に、県との交流の中で、どういうふうにニュアンス的に受け取られたかということ、今回、聞いたかったから、質問したわけでございます。

しかしながら、熊本市を廃墟にするのは簡単で、私達がこの農地で農薬をどんどん使って、森林を赤字覚悟でどんどん間伐して、木を切り倒してしまう。そうすることによって、熊本市の健軍水源、また、水前寺水源あたりの枯渇を招けば、熊本市には人が住めなくなってしまうから、簡単なことでございます。しかしながら、やはり県民として、国民として、やっぱり平等、公平に皆さん達が生活するためには、若干の損はしてでも、私達がそれを守っていかなければならないという義務があると思いますので、今から先も守っていかなければならない、そのように考えておりますが、しかしながら、生活ができなくなったら、ここに住むこともできませんので、今後守っていくことはできないと、そのように考えています。

ですから、今から先、県との協議の中で、やっぱりそういう、私達がやっておる

ことに対しても、県の方に理解を求めて、がんばって、町長にはいただきたいと思
います。

そして、今日は、今、思い出してみますと、2年前の今日、今ぐらいの時間だと
思いますけれども、親父が死にまして、ちょうど、6月15日でございました。死
亡推定時刻は12時から1時半ぐらいだったということでございます。大変、議員
を15年やりましたけれども、一番きついこととございました。一生懸命町民のた
めにやって、自分の家庭の親父を守れなかったということが、私にとっては一番の
苦勞でございます。

町長が先ほど、上の方というふうな大変うれしいお言葉をいただきました。親
父が生きておれば、当然、喜んでいた言葉であったと思います。私も32歳で町議
会議員に当選をいたしまして、現在、4期目でございます。政治家になる上におい
て、政治家の本分というものは、私は野中議員のように、歌人、詩人を知りませ
んから、テレビ等を見て、浜田幸一さんとか、ああいう人達のテレビタックル等
を見て、あれは後から始まったことなんです、当時の政治家を見て、政治という
ものは、腕力と駆け引きとはったりかなというような本分で、私はやってきました。
ですから、町民の皆さん方には大変悪いイメージがあるわけでございますが、た
だ、私が今、15年間振り返った中において、私のうちの近所とか、私に関わる
ところで町の予算を使っていたら、住環境を良くしたと、そういうことは、今
まで一切ございませんでした。

まずは、私を頼ってくださる皆さん方のために、町の予算を使っていたら、
住環境を良くすることを先決にということをもっと、人相と言葉は非常に荒い
んですが、それを motto に今まで15年間させていただきました。

町長が言われたことについては、今後、環境問題、私の環境ですね、私を取り
巻く環境、また、今まで私はお金を使わないで選挙してまいりましたから、当
然、蓄えもございませんので、様々な財政面についても、家庭でいろいろとお話
をして、前向きな方向でできれば、町のために、また、阿蘇郡の皆さん方のた
めにやっていたらいいなと思っております。

ですから、今、即答はできませんけれども、大変ありがたい言葉だというふう
に賜って、今回の質問は終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

傍聴者の方々、大変ご多忙の中、傍聴をいただきまして、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後0時06分

6 月 1 6 日 (金)

(第 4 日)

平成18年第2回高森町議会定例会（第4号）

平成18年6月16日

午前10時04分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第1号 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

日程第5 特別委員長報告について

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

2 番 白 石 博 昭 君

3 番 山 室 克 尋 君

4 番 山 村 將 護 君

5 番 甲 斐 直 三 君

6 番 野 中 謙 三 君

7 番 本 田 生 一 君

8 番 甲 斐 廣 國 君

9 番 後 藤 和 昭 君

10 番 甲 斐 正 一 君

11 番 相 馬 俊 行 君

12 番 三 森 義 高 君

13 番 佐 伯 金 也 君

14 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

1 番 宇 藤 敬 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	杉田則秋君	オーガニックアグリ センター長	廣木富八君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時04分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

1番 宇藤 敬君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第1号 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 意見案第1号、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） おはようございます。

代表いたしまして、趣旨説明をいたします。

本意見書の要点を述べます。

1番目、出資法に定める上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。これは、現在、出資法の上限金利は29.2%となっております。ちなみに、利息制限法の制限金利、これは、最高で20%となっております。いわゆるグレーゾーンと称する金利がこの間にあるわけです。この金利を引き下げることが第1番の趣旨でございます。

2番目、出資法に定める日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。これは、いわゆる日掛け金融の最高金利が54.75%ということで驚くべき数字であります。ちなみに、電話担保金融、これにつきましても、同様の金利が規定されております。こういうものを廃止していただきたいということです。

3番目に、貸金業規制法、第43条のみなし弁済、これは、簡単に申し上げますならば、貸金業者が、契約書面及び受け取り書面を適切に交付し、借り受け者が任意に支払ったものは、利息制限法の例外を認めるという規定でございます。

こうした債務が、いわゆる多重債務となり、現在、見られております社会不安を招いている現状であると、私は存じております。速やかなる意見書の提出を求めて、私の提案理由といたします。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第1号、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

議案第40号 高森町地籍調査推進委員設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第40号、高森町地籍調査推進委員設置条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第40号、高森町地籍調査推進委員設置条

例の制定については、6月14日午前10時より、第4委員会室において、宇藤敬委員は欠席、他4名出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐、田上係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号、高森町地籍調査推進委員設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第41号 高森町町有林監視員設置条例の制定について

- 議長（相馬俊行君） 議案第41号、高森町町有林監視員設置条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第41号、高森町町有林監視員設置条例の制定については、6月14日午前10時より、第4委員会室において、宇藤敬委員は欠席、他4名出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐、田上係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号、高森町町有林監視員設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第42号 高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第42号、高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第42号、高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定については、6月14日午前10時より、第4委員会室において、宇藤 敬委員は欠席、他4名出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐、企画財政課より村上課長、甲斐審議員の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号、高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第43号 高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第43号、高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第43号、高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定については、6月14日午前10時より、第4委員会室において、宇藤 敬委員は欠席、他4名出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐、企画財政課より村上課長、甲斐審議員の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、高森町新エネルギー・省エネルギー調査委員会設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 4 4 号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第 4 4 号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9 番 後藤です。

議案第 4 4 号、建設経済常任委員会に付託されました議案第 4 4 号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の制定についてご報告いたします。

平成 1 8 年 6 月 1 4 日午前 1 0 時から第 3 委員会室において、全委員出席のもと、アグリセンター長の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 4 号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 4 5 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 4 5 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告

を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第45号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、6月14日午前10時30分より、第4委員会室において、宇藤委員欠席、他4名出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、6月14日午前11時より、第4委員会室において、宇藤委員欠席、他4名出席し、総務課より岩下課長、古澤課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とするこ

とに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第48号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第48号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告いたします。

平成18年6月14日午前10時40分から、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、水資源対策課長より、13日の議案に対する質疑の際、水道管の布設の深さについては、道路管理者の占用許可条件で、管上を1,200としているのは、条件書に明記していないが、道路法施行令第12条第3号の規定による指示であるとの説明を受けました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議員派遣の件についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布しております内容のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。申し出があっている常任委員会から報告をしていただきます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

平成18年6月14日午前10時より、第4委員会室にて、全委員出席のもと、

教育長、教育委員会事務局長、次長、各係長に出席を求め、慎重に協議した結果の報告をいたします。

まず、教育施設の名称変更の案件として、山村広場、町民体育館の2施設については、施設内容が町内外を問わず、わかりやすい名称に変更すべきであるとの意見で決定いたしました。

今後は、町民グラウンド、屋内テニス場等々、誰でもが目的施設内容がわかる名称に条例改正案を提出していただくよう、教育委員会に協議をしていただくことになりました。

次に、常任委員から提出されました高森中央小学校校歌の案件についてですが、現在の中央小学校の校歌は、小学生にとっては、歌詞漢字が難しく、地域性も薄く、親しみにくく、さらには、歌詞選定までの経緯が不明瞭であるとの意見が出され、詳細なその当時のわかる範囲での説明を受けました。校歌については、平成14年5月に、教育委員会一任とされており、11月に素案が出来上がり、同年12月に、教育委員会に承認されていますが、校歌の歌詞については、一部、不明瞭なところがあり、協議の結果、教育委員会においては、学校、PTAからの変更の声が強く上がれば、変更も可能であるとの意見が出され、当文教厚生常任委員会としては、静観することと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で、常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 特別委員長報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会の報告をいたします。

去る6月13日午前11時30分から、第1・第2委員会室において、委員全員と総務課長、同補佐、保健福祉課長、建設課長、教育長、教育委員会事務局長、同次長、並びに、企画財政課長と審議員、補佐に出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、企画財政課長から、熊本県地方バス運行特別対策補助金の改定概要の報告を受けました。今回の改定により、県からの補助金が半減となる見込みとの報告が

あり、今後、住民の交通の確保を図るためには、運行体系の見直しや料金体系の見直しが必要となることから、それらの検討を進めるよう、依頼したところであり
ます。

次に、教育委員会事務局長から、高森中学校スクールバスを校舎東空き地に乗り
入れ、安全性の確保を図ったことが報告されました。また、委員の中から、スクー
ルバスの停留所について、色見地区の一部において、停留所が設置されていないこ
とから、13名程度の子供達が不自由を強いられているとの報告があり、教育委
員会に対して、当初設置した経緯等を踏まえつつ、利用実態に則した対応をされる
よう、検討を依頼し、委員会を閉じました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長
本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田です。

6月12日の日に、次回の広報誌づくりについて、協議いたしましたけれども、
7月10日ごろに議事録ができあがるというようなことで、7月10日ごろに次回
の広報委員会を計画いたしております。

毎回、申し上げておりますけれども、広報誌に関係のある常任委員長さん方、ま
た、一般質問をされた方々、7月10日までに、早めの原稿の提出をよろしくお願
いしたいと思います。今回、6月定例会におきましては、簡単に終わるかなと思っ
ておりましたけれども、いろんな事が起きまして、頭を悩ましていただござ
います。

以上、終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員
長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

企業等誘致特別委員会の報告をいたします。

平成18年6月13日午前11時45分から、第1・第2委員会室において、宇
藤 敬委員欠席、その他の委員全員出席のもと、委員会を開催しました。

企画財政課長から、工業団地における工場拡張等の報告を受け、自主財源確保の
ため、また、雇用確保のため、引き続き、企業等の誘致に積極的に取り組んでいく
ことを確認して、委員会を閉じました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の報告をいたします。

6月15日午後1時より、第3委員会室において、委員全員出席、総務課より岩下総務課長、古澤課長補佐に出席を求め、3月定例会後の状況報告を受けました。

この中で、集中改革プランに沿った第1回目の改革委員会を5月中に開催され、今後、月に2回程度開きながら、高森独自というか、高森らしい改革を行っていききたいという旨の報告を受け、また、職員の削減等については、思った以上に進んでいるとの報告を受けたところであります。

また、庁舎内の職員の勤務評価制度の導入等も検討中との報告を受け、閉会したところでございます。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 高森町議会倫理調査特別委員長の報告を求めます。高森町議会倫理調査特別委員長 三森義高君。

○高森町議会倫理調査特別委員長（三森義高君） 12番 三森でございます。

高森町議会倫理調査特別委員会の調査が終了しましたので、その結果を報告いたします。

去る14日午後6時30分から、特別委員会を3回にわたり開催し、一部の議会議員に対する不名誉な風評の事実確認を行うため、参考人として、天神区の区長さん、それから、2名の監査の方、及び関係議員に意見を聞くために特別委員会への出席をお願いいたしましたが、いずれの関係者の方も出席をしていただけませんでした。しかしながら、議長、副議長、議会運営委員会副委員長が関係者から確認した「議会議員 宇藤 敬君が天神区の定期預金を無断で解約し、自己のために使用した事実」を特別委員会としても議長、副議長、議会運営委員会副委員長から再度確認しましたので、特別委員会としては、議会議員、宇藤 敬君に対する不名誉な風評は事実であると確認しました。

我々議会議員は、常に町民の信頼を得なければならないものであり、係る行為は、議会議員として、非常に残念な行為であります。我々議会議員としては、係る行為を許すことができませんので、議会議員全員により、宇藤 敬君を告発すべきと考えます。

以上のとおり、今回の報告をもって、本特別委員会の調査を終了することを特別

委員会で決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

高森町議会倫理調査特別委員会については、ただいまの委員長報告のとおり、調査を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、高森町議会倫理調査特別委員会については、本日をもって、調査を終了することに決定いたしました。

以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成18年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成18年第2回定例会

平成18年6月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111